
令和5年度 国の施策並びに予算に対する 提案・要望

令和4年6月

長野県
長野県議会

長野県市長会
長野県市議会議長会

長野県町村会
長野県町村議会議長会

日頃、長野県及び県内市町村の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

コロナ禍の影響の長期化に加え、急激な原油価格・物価高騰等により、県民の暮らしや経済活動は厳しい状況が続いています。県民の命と健康を守り、社会経済活動を維持するため、医療・検査体制の充実・確保やワクチン接種を推進するとともに、経営に大きな打撃を受けている事業者や、失業等により暮らしに困難を抱える方々への支援に取り組んでいるところです。

併せて、DXの推進や地方回帰の動きを捉えた移住、観光振興、2050ゼロカーボンの実現、学び直しの充実、災害に強い県土づくりなど、アフターコロナを見据えた取組を進めていく必要があります。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げますとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のおり提案・要望いたしますので、令和5年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年（2022年）6月

長野県知事 阿部 守一
長野県市長会長 牛越 徹
長野県町村会長 羽田 健一郎

長野県議会議長 丸山 栄一
長野県市議会議長会長 芝山 稔
長野県町村議会議長会長 渡邊 光

提案・要望事項 一覧

- 1 **新型コロナウイルス感染症対策の充実について** 1
(厚生労働省)
- 2 **新型コロナウイルス感染症等の影響から生活を守る取組の充実について** 3
(厚生労働省)
- 3 **持続可能な地域公共交通の再生・維持について** 5
(国土交通省)
- 4 **アフターコロナを見据えた観光振興について** 7
(国土交通省・観光庁・環境省)
- 5 **人や企業の「信州回帰」の促進について** 9
(内閣府・経済産業省・国土交通省・観光庁)
- 6 **アフターコロナを見据えた雇用や人材育成への支援について** 11
(厚生労働省)
- 7 **未来を担う若者の高等教育機会の確保について** 13
(文部科学省)
- 8 **DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進について** 15
(内閣府・デジタル庁・総務省・財務省・文部科学省・経済産業省)

9	ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充や新たな仕組みづくりについて ……	17
	(林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)	
10	子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について ……	19
	(内閣官房・内閣府・厚生労働省)	
11	医師の確保について ……	21
	(厚生労働省)	
12	地域医療構想の推進について ……	23
	(厚生労働省)	
13	安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について ……	25
	(内閣府・総務省・財務省)	
14	過疎地域の持続的発展に向けた支援の充実について ……	27
	(総務省)	
15	食肉の安定供給に向けた畜産振興について ……	29
	(農林水産省)	
16	本州中央部広域交流圏の形成について ……	31
	(国土交通省)	

17 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について	33
(内閣官房・内閣府・農林水産省・林野庁・国土交通省)		
18 インフラメンテナンス予算の確保について	35
(農林水産省・林野庁・国土交通省)		
19 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について	37
(国土交通省)		
20 未来への投資、社会資本整備予算の確保について	39
(財務省)		

1 新型コロナウイルス感染症対策の充実について

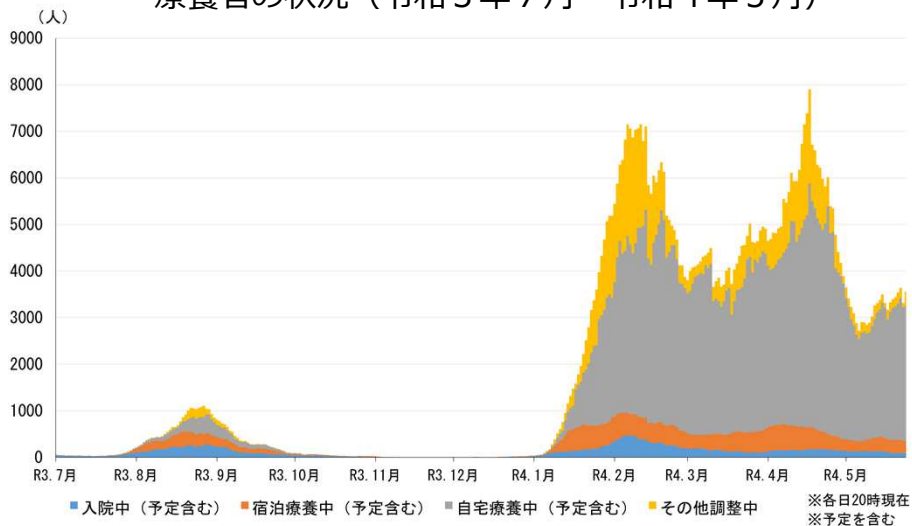
【厚生労働省】

長野県の状況

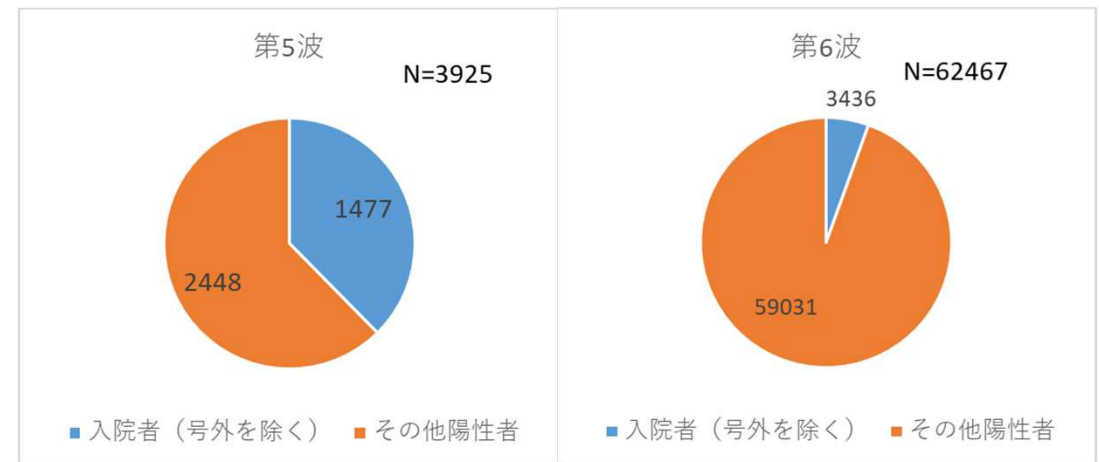
●新型コロナウイルス感染症患者等の療養状況が変化

- ・令和4年1月以降、感染力が強いオミクロン株によって療養者数が急増している
 - ・一方、入院を要する者の割合は低く、中等症・重症に至るケースが比較的少ない
 - ・第5波においては、全陽性者3,925人のうち1,477人（37.6%）が入院に至ったのに対し、第6波においては、5月23日時点までの陽性者62,467人のうち3,436人（5.5%）が入院に至っている
 - ・新型コロナウイルスワクチンの3回目接種が進んでいる（R4.5.24時点：県内全人口の62.2%）
 - ・中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬の使用による重症化予防の取組が進んでいる
- ⇒ 新型コロナウイルス感染症対応は大きな転換期を迎えている

療養者の状況（令和3年7月～令和4年5月）



第5波及び第6波の入院者数／陽性者数



取組

○新型コロナウイルス感染症患者受入病床等の維持

- ・新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保するため、患者受入医療機関に病床確保料を助成
- ・宿泊療養施設を県内に6か所設置し、受入体制を806人まで強化
- ・「健康観察センター」を設置。これまで各保健所で実施してきた自宅療養者の健康観察業務を専任の看護師が担い、遠隔健康管理システムを導入することで、健康観察の質の向上を図るとともに、保健所の負担を軽減

課題

- 入院に至らない療養者が多いことから、重症化リスクがある者以外も含め広く活用できる治療薬の普及が必要
- 新規薬剤の導入に伴い早期診断がより重要となることから、抗原定性検査キットの重要性が増加
- 現行の法体系下では、新型コロナウイルス感染症患者等の全数把握が前提となっているが、保健所の人的資源や検査に係る資源が有限であることから、ウイルスの特性に合わせた新たな方針が必要
- 今後、治療薬の普及等により、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けを変更する場合、医療機関等に混乱が生じるおそれ
- 今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制を構築するには、新興感染症等の感染拡大時に機動的に対応することができる施設・設備の整備が必要

提案・要望

1 中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬の開発及び供給量の拡大

軽症者等に用いる経口薬の更なる開発を進めるとともに、中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬について、医療機関が緊急時に活用できるように供給量の拡大を図ること

2 検査試薬及び抗原定性検査キットの安定供給

保健所の迅速な対応及び医療機関の迅速な診断を支援するため、感染が急拡大した際にも検査試薬及び抗原定性検査キットの安定供給体制を維持できるよう引き続き対策を講じること

3 新型コロナウイルス感染症対応に係る今後の方針

流行中の株の特性に柔軟に対応可能となるよう法的位置付けの変更を視野に入れて方針を打ち出すこと

なお、方針を打ち出す際には、都道府県知事や医療機関等の意見を十分踏まえること

また、法的位置付けを変更する場合は、医療費が十分下がるまで特例的に公費負担を行うなど、スムーズな移行に配慮すること

4 新興感染症等に対応するための施設・設備整備への財政支援

今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制が構築できるよう、新興感染症等の感染拡大時に機動的に対応することができる病棟の新設等の施設・設備整備に対する補助制度を創設すること

2 新型コロナウイルス感染症等の影響から生活を守る取組の充実について

【厚生労働省】

長野県の状況

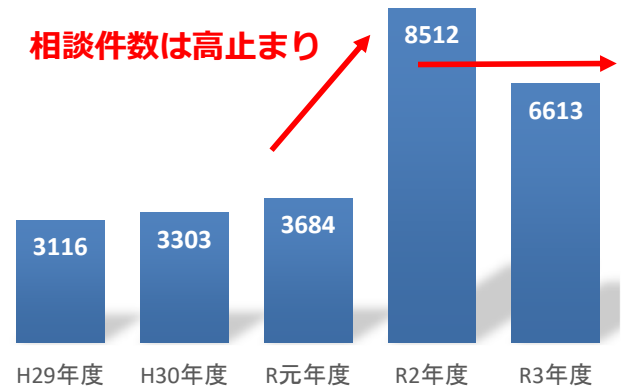
●新型コロナウイルス感染症の影響等が長期化していることにより、生活困窮者が増加

- ・長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親家庭や住民税非課税世帯等の生活困窮の度合いが深刻化
「コロナ禍におけるひとり親家庭状況調査」（回答455人）（R3. 4. 28～5. 23）
⇒ 総収入（児童扶養手当、養育費等含む）が月額20万円未満の家庭の割合が約67%となっており、コロナ影響前より9.2ポイント増加
- ・生活困窮者の課題は「生活費」「就労」「住居」についてが約8割を占め、自立に向けては、集中的な支援が必要
⇒ まいさぼの新規相談者の主な相談内容（R4. 1～3）は、「収入・生活費に関すること」が54.5%、
続いて「仕事に関すること」16.7%、続いて「住まい・家賃」8.1%「障がい・病気」7.0%と続いている

取組

○自立相談支援機関（まいさぼ）による支援

- ・県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱え、困窮されている方に対する相談支援や就労支援を実施
- ・コロナ禍で急増した相談にきめ細かく対応するため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用して、まいさぼ相談員を増員し支援体制を強化
⇒ 住居確保給付金、生活福祉資金特例貸付等の支援制度につなぐとともに、就職活動に係る経費や特例貸付の償還金に対する補助など、県独自の支援により、早期自立を支援



自立相談支援機関における新規相談件数

○ひとり親家庭への支援を実施

- ・低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を給付
（R3年度：2,534件、189,300千円）
- ・ひとり親家庭の養育費確保を支援するため、弁護士による法律相談「ひとり親家庭養育費専門法律相談」を実施
- ・母子家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員を配置し、相談者に寄り添う同行支援や企業訪問等、ひとり親家庭への就業支援を実施（R3年度：就職者93人）

課題

- コロナ禍により、個人事業主や若者など新たな相談者層が顕在化するとともに、相談者が抱える課題もより複雑で困難なものとなっているため、相談者の自立に向けては、**それぞれの支援ニーズに応じたきめ細かな支援を継続的に行なうことが極めて重要であり、今後も自立支援相談機関における体制強化の継続が必須**
- 依然として非正規雇用労働者等が解雇や雇止めにより住居の確保に困難を抱える事例が後を絶たない中、安心して求職活動ができるよう、**安定した住まいの確保支援が重要であるが、住居確保給付金の支給対象者や支給要件が限定的であり、十分なセーフティネットとなっていない**
- 生活福祉資金特例貸付の償還が令和5年1月から開始予定であるが、長引くコロナ禍や物価高騰の影響で生活に困窮される方は依然として多く、**貸付金の返済が生活の立て直しの支障となるおそれ**
- 今年度も低所得の子育て世帯へ生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付が行われているが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、**ひとり親家庭の経済的困窮が継続している**

提案・要望

1 自立相談支援機関の体制強化

困難を抱えて困窮している方に対する相談支援や就労支援を継続的に実施するため、地方自治体が自立相談支援機関の体制強化を機動的に行うことができるよう、**自立相談支援事業の上限枠を上げるとともに、セーフティネット強化交付金の継続など十分な予算措置を講じること**

2 住居確保給付金の拡充

収入減少により生活にお困りの方が安心して求職活動ができるよう、**住居確保給付金の再支給で特例措置とされている「解雇以外の離職や休業に伴う収入減少」を初回及び延長時と同様に恒久化すること**
あわせて、賃貸借契約を締結しない社員寮に入居している**派遣労働者等も支給対象とするなど、更なる支援の拡充を図ること**

3 生活福祉資金の償還免除要件の緩和と償還猶予制度の弾力的な運用

生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、**借受人の収入実態等に基づき判断するなど、更なる緩和を図ること**

また、償還が困難となった方への**償還猶予制度を弾力的に運用するなど、貸付金の返済が生活の立て直しの支障とならないよう対策を講じること**

4 ひとり親家庭の生活実態の把握と必要な経済的支援

ひとり親家庭の生活実態を把握し、必要に応じて児童扶養手当の臨時的な増額等の措置を講じること

3 持続可能な地域公共交通の再生・維持について

【国土交通省】

長野県の状況

● 大幅減収と運行継続により危機的な財務状況にある地域交通事業者への支援が急務

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動自粛等により、利用者・収入が激減する中、住民生活維持のため、事業者は運行を継続
- ・国等の支援制度の活用や経費削減を図るものの、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、事業継続は予断を許さない状況
- ・持続可能な地域公共交通の実現に向け、コスト削減や財務体質強化に向けた交通事業者への強力な支援が必要

取組

○ コロナ禍における地域公共交通の維持・確保

- ・ 極めて厳しい経営環境にある交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、累次の支援策を実施

令和2～3年度の主な支援策（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用）

○ 感染防止対策の徹底

【予算額:約3億円】

バス・タクシーへ支援金交付
バス:10万円/台
タクシー:2万円/台

○ 安全運行に資する設備の維持修繕等への支援

【予算額:約2億5千万円】

地域鉄道の車両検査・修繕費用を支援
事業費の1/2又は1/3以内

○ 指定地方公共機関への運行費支援など

【予算額:約13億円】

地域鉄道・乗合バスの運行継続経費を支援
運行経費の9か月分

○ 運行継続に要する経費への支援

【予算額:約13億円】

地域鉄道・バス・タクシーの車両維持に要する経費を支援
車両1台当たりの定額補助

○ しなの鉄道の車両更新

- ・ 平成9年の開業時にJRから譲渡された旧型車両は製造から約40年経過。省エネ車両への更新に対し支援を実施

残り5年間で、約40億円の更新費用が必要 (単位:百万円)

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	合計	
更新車両数	6両	8両	6両	6両	6両	4両	4両	4両	2両	46両	
総額	1,347	1,689	1,287	1,157	1,140	778	779	779	397	9,353	
負担内訳	国 1/3	666	699	637	386	380	259	260	260	132	3,679
	県 1/6	221	282	215	193	190	130	130	130	66	1,557
	市町 1/6	221	282	215	193	190	130	130	130	66	1,557
	事業者 1/3	239	427	222	386	380	259	260	260	132	2,565

(注1) 2019～2022年度は補助実績または内示見込額

(注2) 端数調整のため合計と一致しない

■ 車両更新計画の見直し

▶ 新型コロナ感染拡大による利用者・旅客収入の激減による自己資金の逼迫や新しい生活様式・働き方の定着による利用者減少を踏まえ、更新両数・年数の見直しを実施

- ・ 車両数 52両 → 46両 (▲6両)
- ・ 総額 106.8億円 → 93.5億円 (▲13.3億円)
- ・ 更新期間 8年間 → 9年間 (+1年)

課題

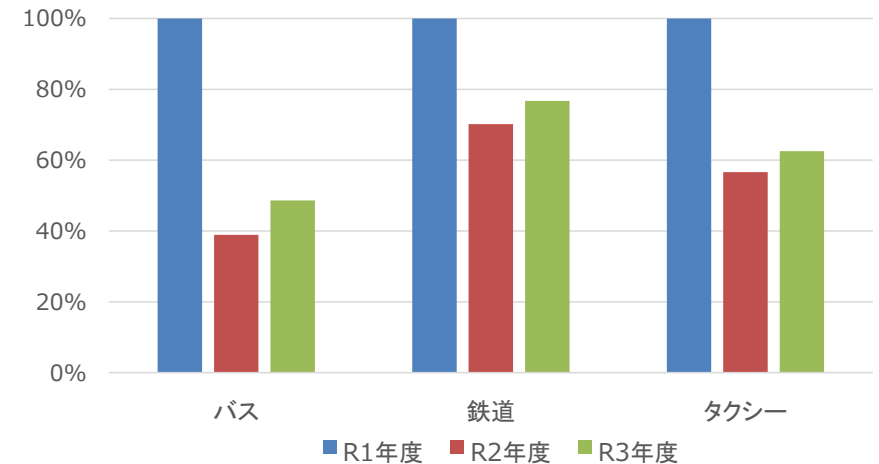
【既存補助制度・予算のみでは支援が不十分】

- 新型コロナウイルス感染症に加えて、原油価格高騰の影響で交通事業者は疲弊し、**企業の経営努力と行政による既存の補助制度・予算のみで地域公共交通を維持することは限界**
- 持続可能な地域公共交通の実現に向け、現下の**運行継続を支える緊急的支援と、抜本的な支援制度の構築が不可欠**

【JRの経営悪化によりローカル線の見直しの動きが加速化】

- 本県はJR旅客3社が運行する**全国唯一の県**
- 各社がそれぞれ不採算区間ごとに見直しを進めると、**国全体の鉄道ネットワークが分断されるおそれ**
 - ・ JR西日本から大糸線の持続可能な方策検討の申入れ（R4.2）
 - ・ JR東日本がローカル線の収支を年内に公表予定

【県内交通事業者のコロナ前との収入比較】
（令和元年度を100%とした場合）



（長野県企画振興部交通政策課調べ）

提案・要望

1 地域公共交通の維持のための強力な財政支援

バスや鉄道等の交通事業者は人流抑制がされる中でも運行を継続してきたが、経営状況は極めて厳しい状況であることから、**将来にわたり安定的に事業継続ができるよう国が責任を持って強力な財政支援**を講じること

- ・ 急激な減収に対応できる新たな補助制度の創設
- ・ 実態に見合った補助対象経費の設定
- ・ 地域鉄道事業者の設備投資（車両更新等）やランニングコスト（車両検査）に対する十分な予算の確保

2 鉄道ネットワークの維持・確保

JR各社は全国的・広域的な鉄道ネットワークを担う公的な存在である。また、その路線は住民の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興にも寄与する公共性の高い重要な社会インフラである。更なる高齢化の進展やカーボンニュートラルの観点からも**鉄道の重要性は高まっているため、鉄道ネットワークの維持・確保に向け、国としてこれまで以上に強力な財政支援**を講じること

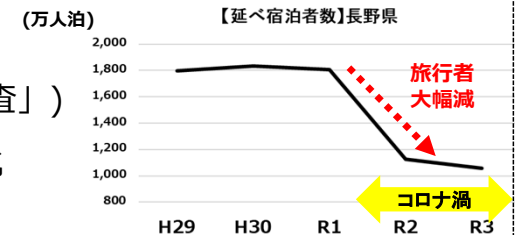
4 アフターコロナを見据えた観光振興について

【国土交通省・観光庁・環境省】

長野県の状況

●感染症拡大による観光産業への打撃と、新たな旅のスタイルへの関心拡大

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大による旅行者減とそれに伴う観光消費額減
令和3年県内延べ宿泊者数1,056万人(R元年比▲41%)(観光庁「宿泊旅行統計調査」)
令和2年長野県観光消費額7,087億円(R元年比▲13%)(長野県「共通基準に基づく観光入込客統計調査」)
- ・コロナ禍の3つの密回避による人々の行動や価値観、テレワークの普及による働き方、生活様式の変化により、長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションといった新たな旅のスタイルへの関心が拡大



取組

○コロナ禍における観光需要回復に向けた対策

- ・感染防止対策や新たな観光需要に対応する施設整備等に取り組む宿泊事業者を支援
 - ・宿泊割引やスキーリフト等のアクティビティ割引実施による観光関連産業を支援
- 【実績】
- ・感染症対策・新たな需要創出に係る宿泊事業者支援：1,665件、2,116百万円
 - ・宿泊割等(R3.6.18～)：710,226件、割引・クーポン4,531百万円
 - ・アクティビティ割(R3.12.13～)：298,219件、662百万円



ウェルカム信州アクティビティ割引

○「Afterコロナ時代を見据えた観光振興方針(R2.9策定)」に基づく取組

安全・安心な観光地域づくり

長期滞在型観光の推進

信州リピーターの獲得

- ・旅行をする方も、旅行者を受け入れる方も、お互いが感染防止に取り組みながら安全・安心に旅を楽しむ「信州版 新たな旅のすゝめ」の推進
- ・令和4年度をコロナ禍からの回復を目指す「信州観光復興元年」に位置づけ、市町村や観光・交通関係事業者と連携した観光プロモーションを積極的に展開
- ・山岳高原観光を誰でも楽しむことができるようなユニバーサルツーリズムの推進
- ・SDGsに係る学び等の体験機会を取り入れた修学旅行等の催行を支援
- ・世界から顧客を受け入れられる「稼げる観光地域づくり」を進めるため、県重点支援広域型DMO((一社)HAKUBA VALLEY TOURISM)を支援
- ・アウトドア、ワイン・日本酒・ジビエ等、特色ある観光テーマを生かした観光地域づくりの実践を支援 等



信州観光復興元年プロモーション



ユニバーサルツーリズム

課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰の影響で、**観光関連産業は危機的状況**が継続
- コロナ禍により生まれた新たな需要に対応した**コンテンツ造成・受入環境整備等の取組**が急務
- 国内外の感染状況や安全対策を踏まえ、他国に遅れを取ることが無い**インバウンドの再開が必要**
- 足腰の強い持続可能な観光地経営のためには**地域で稼ぐ体制（DMO等）の形成・確立**が急務
- 登山道の整備や登山者の安全確保など公益機能を持つ**山小屋維持や、索道事業を維持していくための支援**が必要



提案・要望

1 ウィズコロナにおける観光振興の推進（国交省・観光庁）

観光需要がコロナ禍以前の水準に戻るまで地域観光事業支援等の需要喚起策を継続するとともに、更なる旅行需要の拡大を図るため、新たなGoToトラベル事業を早期に開始すること

2 アフターコロナを見据えた観光振興の推進（観光庁）

「観光立国推進基本計画」の改訂を早急に行い、アフターコロナを見据えた新たな観光再生ビジョンを示すこと

「地域と一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」など、コロナ禍で生まれた新たな旅行需要を取り込むための施設改修・コンテンツ創出等の支援について、募集枠の拡大など充実を図ること

長期滞在型観光や分散型旅行など、多様性ある新たな旅のスタイルを推進するため、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得など働き方改革に向けて、企業への働きかけや国民への周知を行うこと

インバウンド再開に向けたプロセスを早急に示し、再開の際には国を挙げた強力な誘客キャンペーンを実施すること

また、観光地が安心してインバウンド観光客を迎えることができるような安全対策を周知すること

DMO等が取り組む専門人材の育成や地域の実情に応じた観光地域づくりに対する財政支援制度を創設すること

3 山岳高原の観光振興の推進（観光庁・環境省）

山小屋が持つ公益的機能を検証し、必要な経費については国が支援を行うこと

また、「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」を継続するとともに、補助対象を拡充し十分な予算を確保すること

5 人や企業の「信州回帰」の促進について

【内閣府・経済産業省・国土交通省・観光庁】

長野県の状況

● 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方への関心が拡大

- ・都市部住民の地方回帰機運の高まり等から、令和3年度の本県への移住者数※は2,960人で前年度から534人増加
 - ・コロナ禍において、テレワークやオンライン会議の普及により多様な働き方が加速
 - ・直近の内閣府による調査等でも、東京圏在住者の地方移住への関心が高まってきている
- ※移住者数：移住者捕捉アンケート等により長野県独自集計した数

取組

“信州回帰プロジェクト”の推進

目指す姿

- コロナ禍における都市部住民の地方回帰機運の高まりを好機と捉え、長野県への人や企業の呼び込みを強化
- 行政（市町村・県）と民間団体、事業者が連携し、様々な分野の取組をパッケージ展開

多様なひと・企業に「選ばれる長野県の実現」

- 理想とする「仕事と暮らしがある信州」の実現（働く場としての“信州”の展開）
 - 新たな働き方の促進等による「つながり人口（関係人口）」の拡大
- 『信州暮らし推進の基本方針（H31.3.27）』

実現に向けたアクション

コロナ時代のライフ・ワークスタイルを支援

普段の職場や居住地から離れ、信州ならではの魅力に触れながら働く新たなライフスタイル

➤ 信州リゾートテレワークの推進

- ・ 企業への訴求力が高いメディアとのタイアップによる都市圏企業へのPR展開
- ・ 県内地域のネットワーク形成や優良事例の横展開等により、魅力的なプランづくりを支援するため「信州リゾートテレワーク推進チーム」を発足

➤ おためしナガノ2.0

- ・ ITを中心としたクリエイティブ人材・企業に対し、オフィス利用料や交通費等の支援により、最大6か月間程度、長野県に「おためし」で住んで仕事をする機会を提供し、本格的な居住や拠点設置に誘導
- ・ 令和3年は58組91名の応募があり、24組39名が長野県での「おためし」を体験。当事業を通じ、長野県に拠点を設ける者も多数存在

➤ 暮らしと仕事をセットにした取組の展開

- ・ 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県及び大阪府からの移住者を対象に移住支援金を支給（国の制度に横出しして運用）
- ・ 移住後の暮らしには「仕事」が不可欠であるため、プロフェッショナル人材戦略拠点やハローワークと連携した企業への就職、就農・就林、創業など多様な働き方の実現を支援

➤ 副業・兼業の促進

- ・ 企業向け研修会、企業の副業・兼業活用支援とノウハウ共有、副業人材を活用した都市部のクリエイティブ人材誘致の取組など



おためしナガノ

課題

- 民間企業が休暇の分散化、長期休暇の取得促進等の働き方改革を加速させる一層の取組や、多様な働き方に寄与するサテライトオフィス等の導入促進、副業の促進等に取り組みやすい環境を整備することが必要
- デジタル田園都市国家構想交付金は、制度公表から申請締切までが短期間であったため、地方自治体側で十分な検討を行うことが困難となり、限定的な取組となってしまう
- 本県では大学進学や就職を契機とした県外への転出が大きく、さらに、20代の女性はUターン就職等による転入が男性に比べて少ないことから、若者や女性の定着に対する一層の支援が必要
- プロフェッショナル人材戦略拠点事業による人材活用は、新規事業の立ち上げや販路拡大等の「攻めの経営」に大変有効。当該事業の交付金は令和4年度で終了予定であるが、中小企業では、未だにマッチングノウハウや費用等がプロ人材の活用の障壁となっている
- コロナ禍を契機に注目されているライフスタイル（二地域居住など）を普及・定着させるために、現行の「定住」を前提としている制度の検証が必要

提案・要望

- 1 新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向けた取組の推進（内閣府・経産省・観光庁）**
国と地方が一体となってワーケーションの普及を促進させるため、政府の総合窓口となる「ワーケーション推進本部」を設置すること
ワーケーションや副業など新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向け、企業への働きかけや国民への周知に一層取り組むこと
国民や企業が取り組みやすい土壌づくりの一環として、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得等を促進すること
- 2 地方にひとや企業を呼び込むための支援の充実（内閣府）**
地方への新たなひとや企業の流れを創出するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金(テレワークタイプ)について、地方自治体で適切な検討ができるよう十分な申請期間の確保をした上で、必要な財源を継続的に確保するとともに交付上限額を拡充すること
若者や子育て世代に対する移住支援にあたり、1人につき30万円を加算支給するなど、地方創生移住支援金のかさ上げ措置を講じること
また、プロフェッショナル人材戦略拠点事業を継続するとともに、事業者が一層活用しやすい環境となるよう、プロ人材の給与等の一部を支援するなど、新たな制度も追加すること
- 3 二地域居住等に係る施策の拡充及び制度的課題への対応（国交省）**
二地域居住の一層の普及・定着を図るため、拠点間移動経費の支援など、二地域居住者の負担を軽減するための制度を創設するとともに、税制や社会保険など現行制度の課題について地方と検討・協議する場を設けること

6 アフターコロナを見据えた雇用や人材育成への支援について

【厚生労働省】

長野県の状況

●アフターコロナを見据えた就業支援、学び直し（リカレント教育）の充実に向けた支援を実施

- ・好調傾向の事業者と業績が落ち込む事業者の二極化が進行。人手不足分野と人員過剰分野が混在し、「雇用の流動化」が求められる
新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止め状況 198事業所 2,574人（R4.3.18時点 長野労働局公表）
県内の有効求人倍率 1.45倍（R4.3分 長野労働局R4.4.26公表）
- ・技能検定における国の若年減免の対象者が、35歳未満のすべての受検者から25歳未満の在職者に縮小

取組

○ITスキル習得・再就職トータルサポート事業（デジチャレ信州）

- ・デジタル人材の育成を図るため、35歳以下の若者等で、IT関連分野で正社員就職を希望する者を対象に2か月のオンライン形式の職業訓練と再就職支援を一体的に実施
 - ・事業開始 令和4年度～
 - ・予算額 57,436千円（国補8/10）
※地域活性化雇用創造プロジェクト活用
令和4年度国庫補助額（内示額） 218,738千円



2か月間の集中支援

オンライン形式の職業訓練

キャリアコンサルティング

就職支援

職業紹介
・
マッチング

デジタル
人材育成

○「Jobサポ！（長野県就業支援デスク緊急就業サポート事業）」

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により職を失った方と人材が不足している事業者をマッチング
人材不足の業界に人材を提供し、人材のミスマッチの解消
- ・産業雇用安定センターとの企業情報共有による出向促進
⇒ 累計申込実績2,480名
累計就業実績963名（R4.3.31現在）



○技能検定実施事業（学生向け受検料助成）

- ・技能検定の受検手数料について、令和4年度から国の若年減免措置（技能向上対策費補助金）の対象外となる25歳未満の学生に対し、1人当たり9,000円の受検手数料を助成

課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者を減らし、企業の人材不足の解消を図るため、失業者一人ひとりに寄り添った雇用の**マッチング支援**が引き続き不可欠
- 職業人生の長期化や働き方の多様化が進む中、労働者が産業技術や社会環境の変化に対応するとともに、労働移動を促進していくため、働く人の主体的な学び直し（リカレント教育）を推進する**取組が今後も必要**
- 雇用保険対象者に対しては、学びに対する手厚い支援が講じられている一方で、**雇用保険非対象者の学びに対する支援は手薄**
- 技能振興・人材育成につながる技能検定において、材料費の高騰や外国人技能実習生等の受検者減少に伴う検定料収入の減少により、検定の円滑な実施が懸念される中、**国の技能向上対策費補助金が縮小され、技能検定の確実な実施が困難**

【国の学び直しに対する支援】

	雇用保険対象者	雇用保険非対象者		
		パート・アルバイト（週20時間以内）	自営業・フリーランス	無職
在職中	教育訓練給付制度	求職者支援制度		
	訓練費用の助成（20%～70%）	<正社員への転職を目指す者> （月の収入が8万円以上） 無料の職業訓練 （月の収入が8万円未満） 無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円）	<正社員への転職を目指す者> （月の収入が8万円以上） 無料の職業訓練 （月の収入が8万円未満） 無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円） <現在の仕事のままスキルアップを目指す者> 支援制度が未整備	
失業中	公共職業訓練 失業手当 + 無料の職業訓練	無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円）	<自営業・フリーランスを廃業した者> 無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円）	無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円）

※求職者支援制度の「職業訓練受講給付金」には本人の収入要件のほか世帯収入要件等あり

提案・要望

1 雇用のマッチングへの一層の支援

県独自の求職者と企業のマッチング支援が実施できるよう、国による財政支援を充実すること

2 学び直し（リカレント教育）のための環境整備の推進

多様な働き方を推進する観点から、雇用保険対象者と比べ手薄となっている雇用保険非対象者の学びに対する支援を強化すること

- ・ 失業中の者に対する求職者支援制度における「職業訓練受講給付金」の支給額の増額
- ・ 求職者支援制度の対象を仕事を続けながらスキルアップを目指す自営業者やフリーランスまで拡充
- ・ 通信教育やオンライン講座など、働きながらでも学びやすい講座の受講に対する助成制度を雇用保険非対象者に導入

3 未来の産業界を担う若年者の技能振興・人材育成に必要な取組への支援の充実

未来の産業界を担う若年者の技能振興を図るため、技能検定若年減免の対象範囲を令和3年度の水準（35歳未満のすべての受検者）に戻すとともに、技能検定を確実に実施するための技能向上対策費補助金の確保を図ること

7 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

● 地方における高等教育機会の確保と地方大学の機能充実

- ・本県の県外大学進学率は79.6%（R3.5現在）と全国7位の高い状況にあり、進学時の教育費（授業料、入学料等）や生活費（住居費、食費等）の県外移転が顕著
- ・本県の大学収容力は20.7%（R3.5現在）と全国45位の低い状況にあり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするためには、更なる高等教育の機能充実強化が必要

取組

○ 県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援（H28～）

- ・入学定員増を伴う学部（学科）・大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）
（H28以降の補助実績：松本大学教育学部、清泉女学院大学看護学部など6大学）

○ 高等教育修学支援新制度（国）による授業料・入学金の減免（R2.4～）

- ・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（4人世帯で年収380万円未満）を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援（新型コロナウイルス感染症の家計急変にも対応）

○ 日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）拡大（R3.4～）

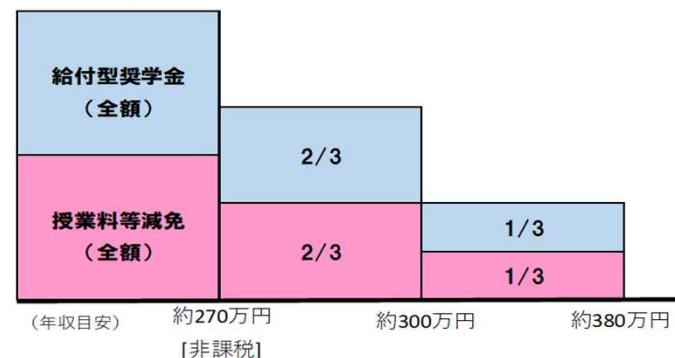
- ・無利子：月額最大5.4万円の貸与、有利子：月額最大12万円の貸与
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合も随時申込み可

○ 学生支援緊急給付金（国）の支給（R2国補正、R3国補正）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するため、緊急給付金（10万円）を支給

（国）高等教育修学支援制度の概要

○ 住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生を対象



長野県立大学における授業料等減免の状況（R3年度）

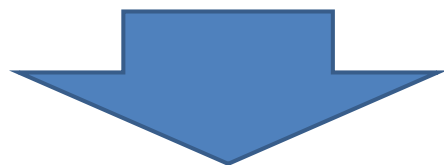
【高等教育修学支援制度】

（単位：人、円）

種別	減免区分	減免人数	減免額計
授業料減免	全額減免	63	48,757,800
	2/3減免	30	
	1/3減免	12	
入学料減免	全額減免	15	5,170,000
	2/3減免	6	
	1/3減免	8	

課題

- 県外への大学進学率が約8割と高く、進学時の教育費や生活費の県外移転が顕著であるため、都市圏に集中している**高等教育機関の分散化**などにより地方でも専門的な学びを受けられるよう、**地方の高等教育機関の充実強化が必要**
- 地方においてもデジタル・グリーン等、今後の産業界を支える高度専門人材の育成は急務であり、地方国立大学をはじめ、高等教育機関を地方の「**知の拠点**」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させることが必要**
- 高等教育機関の学納金や生活費の負担軽減のために令和2年度に設けられた、国の「高等教育修学支援新制度」の対象者は住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に限られていることから、経済的な理由で学生が希望する進路を断念することのないよう、**中間所得層まで支援対象を拡充することが必要**
- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞等により、世帯収入やアルバイト収入の減少が続くおそれがあることから、状況に応じて国による「**学生支援緊急給付金**」の再支給、日本学生支援機構の**給付型・貸与型奨学金の拡充**など、**学生生活を守るためのきめ細かな支援の継続が必要**



提案・要望

1 地方における高等教育機関の充実強化

地方でも専門的な学びを受けられるよう地方大学における新たな学部・学科の設置や、高等教育機関の分散化のためのサテライトキャンパスの地方進出に係る必要な経費について財政支援を行うなど、**国が積極的な支援策**を講じること
併せて、地方国立大学の教育研究環境の充実については、国の責任において十分な財源措置を講じること

2 高等教育修学支援新制度の対象の拡充

国の「高等教育修学支援新制度」の世帯収入要件を緩和し、**支援対象を中間所得層まで拡充**すること

3 感染状況に応じた学生支援策の充実

家計が急変した世帯の学生やアルバイト収入が減少した学生の学ぶ機会を確保するため、**学生支援緊急給付金を再支給**するなど、**学生納付金等の負担軽減を図る制度を継続**するほか、**感染状況に応じた学生支援策の充実**を図ること

8 DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進について

【内閣府・デジタル庁・総務省・財務省・文部科学省・経済産業省】

長野県の状況

●人口減少とウィズコロナの時代における、魅力的な地域づくりのためのDX推進

- 県人口は、ピーク時である2000年の222万人から2021年には203万人にまで減少し、県の職員数も縮減。人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合であっても、2030年には192万人になると推計。労働力（特に若年労働力）の絶対量が不足するため、**人口縮減時代におけるパラダイム転換のためDXの取組が急務**
- コロナ禍によりオンラインによる買物、教育、テレワークなど「新しい生活様式」の定着が進展**
- 将来にわたり大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症等の前例のない危機にも対応できるよう、**Society 5.0時代を見据えて、県全域のDXを推進**することで5G等のインフラ整備を促進し、県民や地場企業に加えて、県外の人や企業にとっても魅力的な地域となることで、**大都市一極集中から分散型社会への転換を目指す**
- 一方で、**県内は、市町村数（77市町村：全国第2位）及び過疎地域（40市町村：全国第3位）が多く、小規模自治体においては、人的、財政的制約からDXの取組が行えないおそれがあるため、県と市町村が一体となって、国及び県内外の大学、企業、団体等との連携を促進することが必要**

取組

■長野県DX戦略の策定（R2.7）

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく都道府県官民データ活用推進計画としても位置付け

－行政・県民生活分野：スマートハイランド推進プログラム
（行政事務、教育、地域交通、インフラ、医療、防災等）

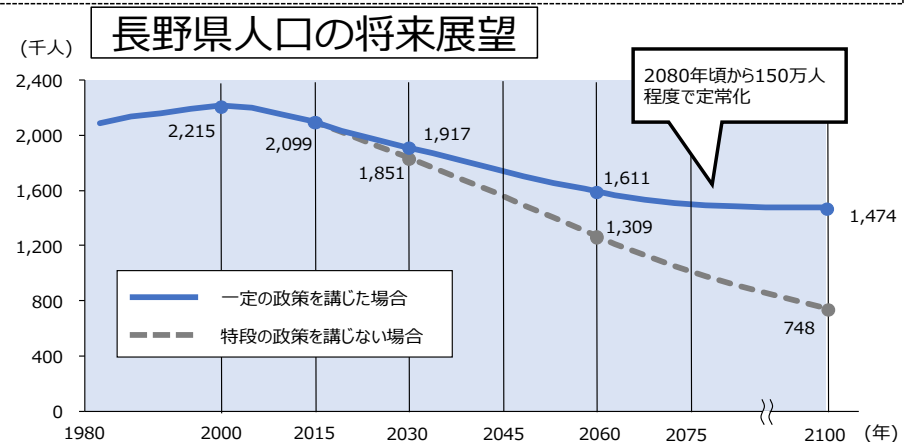
－県内産業分野：信州ITバレー構想
（ITビジネスの創出・誘発、産業DX推進、人材育成・確保）

■自治体連携：県、全77市町村、10広域連合等89団体が参加する「先端技術活用推進協議会」を設置（R2.7）

県・市町村のシステムの共同調達・利用を推進するため、デジタル技術に係る情報共有や仕様検討等を実施

<取組例>

- 電子申請システム、AI音声文字起こし、チャットボット等の県と市町村とのICTツールの共同利用（電子申請システム78団体、AI音声文字起こし30団体 ※R4.3時点）
- 77市町村と県による協働電子図書館の実施（R4.8開始予定）
- 東大・JAXA・あいおいニッセイ同和損保等と県や市町村が保有する水位データ等を活用して30時間先の洪水予測システムの社会実装に向けた「予測データ活用型流域治水共同研究」を希望市町村と実施（R4.5以降）



2015年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計
「一定の政策を講じた場合」は、国、都道府県、市町村が人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合の推計
「特段の政策を講じない場合」は、「日本の地域別将来推計人口 平成25年3月」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に現状の継続を前提として推計

出典：長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」より

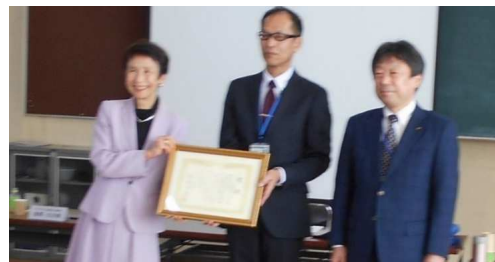
■民間連携：長野県DX戦略推進パートナー連携協定制度の実施（R2.12）

民間企業と協定を締結し、民間企業からデジタル人材育成・確保の協力をいただくとともに、県は地域課題解決のための実証フィールドを提供

■長野県DX戦略を推進していくため、情報系の専門的な知見を持った行政職（デジタル）区分の職員採用開始（R4.4）

受賞歴

坂城高校及び県教育委員会は、1人1台端末やデジタル教材を活用した教育活動で、生徒の学力向上や探究力、主体性の向上に成功したとして「**2021年デジタル社会推進賞 デジタル大臣賞（プラチナ賞）**」（デジタル庁）を受賞（R3.10）



課題

- デジタル田園都市国家構想交付金は、**制度公表から申請締切までが短期間であったため、地方自治体側で十分な検討を行うことが困難**となり、限定的な取組となっている
- 補正予算による単年度事業となっているが、地域のデジタル実装には、**継続した取組が必要なため、制度の恒久化が必要**
- 小規模自治体含む77市町村全体でDXを実現するために必要な**技術力、財政力及び人材の不足**
- 小規模自治体においても、県内外の企業や大学等と連携して、デジタル技術やデータを活用した地域課題の解決につながるサービス提供を行うため、**各自治体が個別に保有している公開データ（雨量、水位データ等）を容易に活用できる仕組みが必要**

提案・要望

1 デジタル田園都市国家構想交付金の継続及び拡充（内閣府・デジタル庁・財務省）

デジタル田園都市国家構想交付金については、地方自治体で適切な検討ができるよう十分な申請期間の確保をした上で、制度を恒久化すること
また、一部の自治体にとどまらない面的なDX推進が行われるように、複数年で活用できる基金制度化に加えて、情報システムの共同調達・共同利用を行う自治体数が多いほどインセンティブが向上する仕組み（補助率の嵩上げ等）を設けること

2 高度IT人材の確保に対する支援（内閣府・デジタル庁・総務省・文科省・経産省）

データサイエンティストやエンジニア・オペレータ等の高度IT人材が都市部に集中するなど、地域によって偏在が生じないよう、国としても積極的なIT人材の育成支援策を講じるとともに、自治体が行う高度IT人材の確保事業に対する財政支援を強化すること

3 地域課題を解決するスマートシティ推進に対する支援（総務省）

スマートシティの実現を目指し、県が県内自治体等から収集したデータ（雨量、水位データ等）を標準化・統一化してデータ利活用を推進する「長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築事業」の実施に向けて、総務省「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」による支援をすること

9 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充や新たな仕組みづくりについて

【林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

長野県の状況

●2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

- ・令和元年東日本台風により、千曲川の堤防が決壊するなど、県民生活に甚大な被害
この災害を契機に、令和元年12月、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
- ・令和2年4月、2050ゼロカーボン実現に向けて「気候危機突破方針」を策定
- ・令和2年10月、議員提案により「長野県脱炭素社会づくり条例」制定



令和元年東日本台風による被害

取組

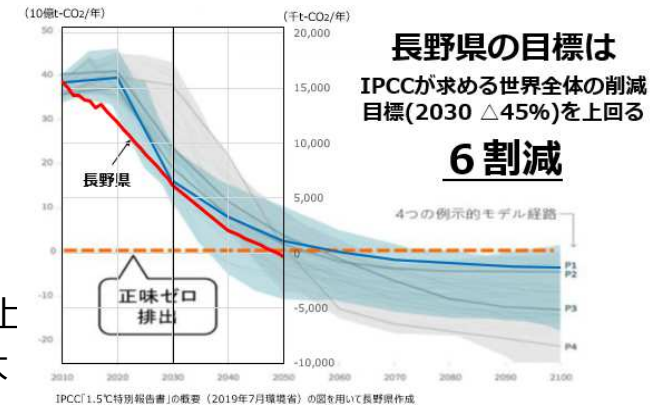
○令和3年6月、2030年度までの実行計画「長野県ゼロカーボン戦略」を策定

【数値目標】

2030年度の温室効果ガス正味排出量削減目標▲60%（2010年度比）

【分野別の取組】

- | | |
|-------|---|
| 交通 | 充電インフラを充実（未設置区間ゼロ、電池切れゼロ） |
| 建物 | 全ての新築建築物のZEH・ZEB化を実現 |
| 産業 | エネルギー消費量を年2%削減、イノベーションの創出 |
| 再エネ | 住宅太陽光と小水力発電を徹底普及、エネルギー自立地域10か所以上 |
| 吸収・適応 | 森林資源を健全に維持しCO ₂ 吸収量を増加、グリーンインフラを拡大 |
| 学び・行動 | 日頃から環境のためになることを実践している割合100% |



○令和4年3月に「長野県地球温暖化対策条例」を改正

- ・電気自動車の普及に対応するため、電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設
- ・建築物に係る環境エネルギー性能等検討制度の届出対象を拡大（令和5年4月1日施行）
- ・住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設（令和5年4月1日施行）
- ・再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、再エネ設備の設置及び再エネ由来電気等の購入に係る努力義務を創設



長野県が目指すゼロカーボンの未来（イメージ）

課題

- 2050年度までに脱炭素社会を実現するには、**国、地方自治体、事業者など、あらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠**
- 徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常生活など社会システム全般において、**急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要**



提案・要望

1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金制度の拡充（環境省）

ゼロカーボン社会の実現に取り組む自治体を幅広く支援する観点から、新たに創設された「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について予算を拡充すること

また、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対しても、地方財政措置を確実に講じること

2 建築物の脱炭素化の推進（林野庁・国交省・環境省）

全ての新築建築物のZEH・ZEB化に向けて、補助金や税制面からZEH・ZEBに誘導する仕組みを構築しつつ、ZEH・ZEB基準への適合義務化をできる限り早期に実現するなど、建築分野における脱炭素化を推進すること

また、公共建築物の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和や補助率の引上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しを行い、支援の拡充を図ること

3 交通（自動車）の脱炭素化の推進（経産省・国交省・環境省）

EV充電設備設置への支援拡充及び利便性の高い充電システムの構築に加え、CO2排出量の大きいバス・トラック等についても脱炭素化に向けた具体的な方針を示すなど、交通分野における脱炭素化を推進すること

4 再生可能エネルギー普及促進施策の拡充（経産省・資源エネルギー庁・環境省）

自治体別の再エネ電力の需給情報を入手できる仕組みの整備や系統接続の制約の解消に向けた取組の推進により再生可能エネルギーの拡大に向けた基盤強化の充実を図るとともに、促進区域制度については、既にFIT認定を受けた事業が促進区域内に事業地を変更できるようにするなど、地域と調和した再生可能エネルギーの普及促進施策を拡充すること

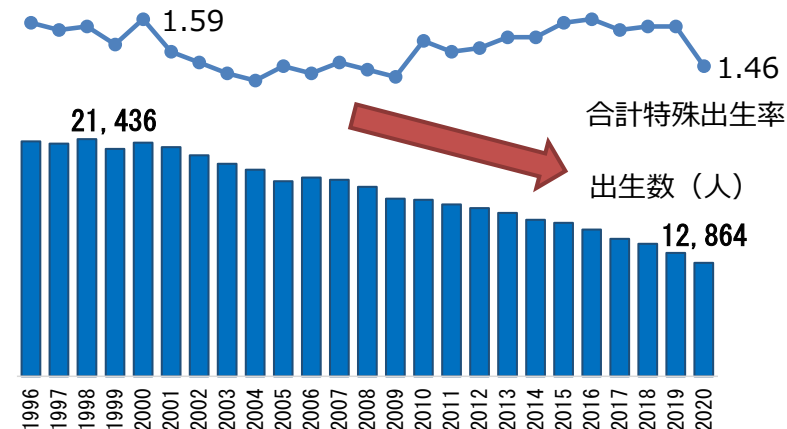
10 子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

【内閣官房・内閣府・厚生労働省】

長野県の状況

●次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

- ・長野県の合計特殊出生率（R2）は1.46で、全国平均（1.33）は上回ってはいるものの、出生数は年々減少するなど少子化に歯止めがかかっていない
加えて、コロナ禍による影響で、さらに加速化するおそれもあり、少子化対策は待ったなしの状況
- ・長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も厳しい経済状況にある家庭が増加するおそれ
生まれた環境にかかわらず、子どもが自ら未来を切り拓いていくためには、民間団体等と連携した食事支援、学習支援等の一層の充実が必要



厚生労働省「人口動態統計」

取組

○県民一体となった支援により、若者・子育て世代のライフスタイルの希望を実現

⇒ 県民一体となった支援に向けて、県及び県下全市町村で「若者・子育て世代応援共同宣言」を行うとともに、3か年で集中的に取り組む施策の方向性を取りまとめた「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を策定（R4.3.25）
「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」を制定（R4.3.10施行）

- ・「長野県婚活支援センター」を拠点として、AIを活用した「ながの結婚マッチングシステム（NAGANO ai MATCH）」、「婚活サポーター」の取組で出会いの機会を幅広く創出
- ・「妊活検診（不妊検査）」及び不妊治療における「先進医療」に対する助成制度を県独自に創設し、妊娠を希望する夫婦を応援
- ・子どもが安心して医療を受けることができるよう、中学校卒業（一部市町村では高校卒業）までの子どもの医療費について、市町村が地方単独事業として現物給付方式により助成し、県は対象経費の2分の1を補助

県と市町村等の結婚支援事業による婚姻件数

1,689件（H24-R2）

信州こどもカフェ

159か所（R4.3）

○「信州こどもカフェ」を拠点に子ども達が様々な困難を乗り越え、成長する力を育む

⇒ 学習支援や食事提供等の複数の機能を有する子どもの居場所である「信州こどもカフェ」の運営支援、地域プラットフォームの構築により、取組の普及拡大を支援



課題

- **世帯所得500万円未満の25～34歳の世帯では子どもを持つ選択が難しくなっている**（日本経済2021-22）が、**地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）は世帯所得400万円未満までを対象としており、十分にカバーできていない**
- 本県が令和3年7月に行ったアンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の影響で「出産に対して後ろ向きになった」との回答が4割弱、「結婚に対して後ろ向きになった」との回答も2割強と経済的・心理的不安感が一層増していることから、**更なる少子化が進行するおそれ**
- 子どもへの医療費助成に係る**事業実施のための経費や、現物給付の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置**といった財政的な負担が大きい
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子ども・若者を取り巻く課題が複雑になる中で、令和5年度におけるこども家庭庁の創設に向けて、国と地方公共団体が更に連携を強化して、**地域の実情を踏まえた取組を進めていく必要**
- 子どもの居場所づくりについては、現在、内閣府、文部科学省、厚生労働省で分掌されているが、**居場所づくりに係る統一の方針が示されておらず、補助事業も分かれていることから、取組の連続性・一体性・継続性が確保されないおそれ**

提案・要望

1 少子化対策における支援拡充（内閣府・厚労省）

地域少子化対策重点推進交付金について、結婚新生活支援事業の世帯所得に係る補助要件の緩和など、社会情勢を踏まえた少子化対策を長期的な展望で実現できる安定した財源を確保すること

少子化の克服に向けて、不妊検査への独自の助成を行う地方自治体に対する財政支援制度の創設、出産育児一時金の増額など、出産・子育てにおける経済的負担軽減を図ること

また、国の責任において全国一律の子どもへの医療費助成制度を創設するとともに、国による制度創設までの間は、現物給付化を実施することによる国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を、全ての年齢を対象に廃止すること

2 こども家庭庁創設に向けた地方自治体との連携強化（内閣官房）

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(R3.12)」では、こども政策の推進に当たり、具体的な実施を担う地方自治体との定期的な協議の場を設けることとされているが、政策の企画立案など実施の前段階から、地方自治体との協議の場を設けるなど実行性のある仕組みとすること

新たに定める子どもの居場所づくりについての指針は、地方自治体の意見を踏まえ、地域の実情に即したものとすること

また、関連補助事業については総額の拡充や統合など、地域において安定した財源により弾力的に運用ができるよう、見直しを図ること

11 医師の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医師を確保

- ・ 医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要
 本県の医師偏在指標…**202.5 (全国37位・医師少数県)**
 「少数区域」の医療圏…**5 医療圏(※)** / 全10医療圏
 ※医療圏(335医療圏中) …上小(308),木曽(307),上伊那(286),飯伊(249),北信(245)
- ・ 産科医の不足と併せて、女性比率の高まりへの対応が必要
 本県の産科医師偏在指標…**10.7 (全国37位・相対的医師少数県)**
 「相対的少数区域」の医療圏…**5 医療圏(※)** / 全10医療圏
 ※医療圏(284医療圏中) …上伊那(247),上小(237),飯伊(222),北信(206),長野(196)

〔 県内の全診療科女性医師比率：16.3%(H22) → **19.6%** (R2) 〕
 〔 全国の産科・産婦人科女性医師比率：29歳以下では**66.3%** (R2) 〕

取組

○ 地域医療人材拠点病院支援事業の実施

県内11病院を拠点病院(H30～)・3病院を準拠点病院(R2～)に指定し、拠点病院が行う小規模病院・診療所への医師派遣、研修医の確保・養成等に要する経費を補助

⇒ 県内**14の拠点病院(準拠点病院含む)**が、延べ**62ヶ所**の小規模な病院・診療所に医師派遣を実施 (R3年度：2,868人日/年)

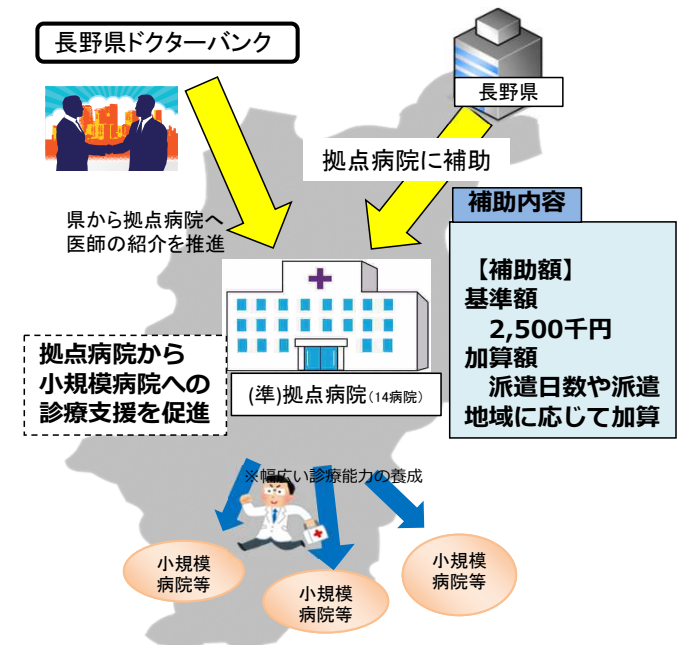
○ 産科医療等の確保に向けた支援策の実施

- ・ **ドクターバンク事業による就業(R3年度までの累計22人)**
- ・ 医師研究資金貸与事業による産科医の確保
- ・ 臨床研修資金等の貸与による、将来、産科を志す研修医の確保
- ・ 産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善
- ・ 産科医の負担軽減及び勤務環境改善のため、院内助産の普及を推進

医師数は増加しているが、30、40歳代は増えていない

年齢区分	H18年	H24年(H18年比)	R2年(H24年比)
20歳代	338	359 (+21)	429 (+70)
30, 40歳代	2,051	1,960 (▲91)	1,891 (▲69)
50, 60歳代	1,241	1,687 (+446)	2,058 (+371)
70歳代超	529	502 (▲27)	616 (+114)
合計	4,159	4,508 (+349)	4,994 (+486)

地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援





- 地方の医師不足の背景には構造的な問題があり、現行制度下において**県単独の取組だけでの医師確保には限界がある**
- 平成20年度以降の医学部定員の臨時増もあり全国の医師数は増加傾向にあるが、**依然、地域間・診療科間の偏在は続いており、その是正が必要**
- 令和6年度の時間外労働上限規制の適用に向け「医師の働き方改革」が推進されているが、**地域医療へ大きな影響が懸念されており、医療提供体制の維持との両立が必要**
- **臨床研修医及び専攻医の都市部への集中**は、都道府県間の医師偏在を助長することにつながる
- **産科医の不足**により、身近な施設でのお産が困難となりつつある
- **開業医の高齢化**が進み、将来における診療所等の存続が危ぶまれている

・ 県内分娩取扱医療機関は約**33%減少**
<55施設 (H17) ⇒ 36施設 (R4.2)>
・ 飯伊・木曾・大北の3医療圏での**分娩取扱いは各1病院のみ**

提案・要望

1 医師偏在対策の着実な実施のための財政支援及び医学部臨時定員枠の継続

県の医師確保計画に基づく、医師の確保・偏在対策について、地域医療介護総合確保基金により十分な予算配分をするとともに、大学が地域と連携して医師を育成・派遣する役割を果たせるよう令和6年度以降も現在の医学部臨時定員枠の措置を継続すること

2 医師の働き方改革の推進と医療提供体制の維持の両立

医師の働き方改革の推進に際しては、周産期医療や救急医療等の提供への影響について実態調査・分析を行い、医師の働き方改革を進めながら地域医療を確保するための必要な方策及び実現可能なロードマップを示すこと

3 臨床研修医及び専攻医の都市部への集中防止策の徹底

臨床研修医の募集定員上限の算出にあたっては、都道府県間の偏在是正に資する、特に医師少数県に配意した措置を継続すること
専攻医の都市部への集中を防止するため、シーリングを厳格に実施するとともに、地方へ指導医が派遣される仕組みを創設すること

4 地域における産科医の確保策の実施

都市部への産科医の集中を抑止するため、専攻医の採用数にかかるシーリングにおいて産婦人科も対象とすること
医学生や研修医の将来における産科の専攻を促す仕組みを創設すること

5 地域における診療所等の担い手の確保策の実施

地域の中核病院による診療支援に対してインセンティブを設けるなど、診療所等の担い手を確保するため実効性のある対策を講じること

12 地域医療構想の推進について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進

- ・ 当県では、新型コロナウイルス感染症の影響のため、書面協議により地域医療構想調整会議を開催している状況
- ・ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方として、次期医療計画に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、地域医療構想については従来からの枠組みを変えず、引き続き推進する方針を表明
- ・ 令和3年12月に開催された「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」では、国側から地方側に対し、再検証対象医療機関をはじめ、それ以外の公立・公的病院や民間病院についても、今後の在り方について令和5年度までに地域で合意を得るよう要請
- ・ 今後、感染状況を考慮した上で、各医療機関の今後の在り方について、地域の実情を踏まえた議論を本格的に進めていく必要がある

厚生労働省が公表した再検証対象医療機関（15病院）

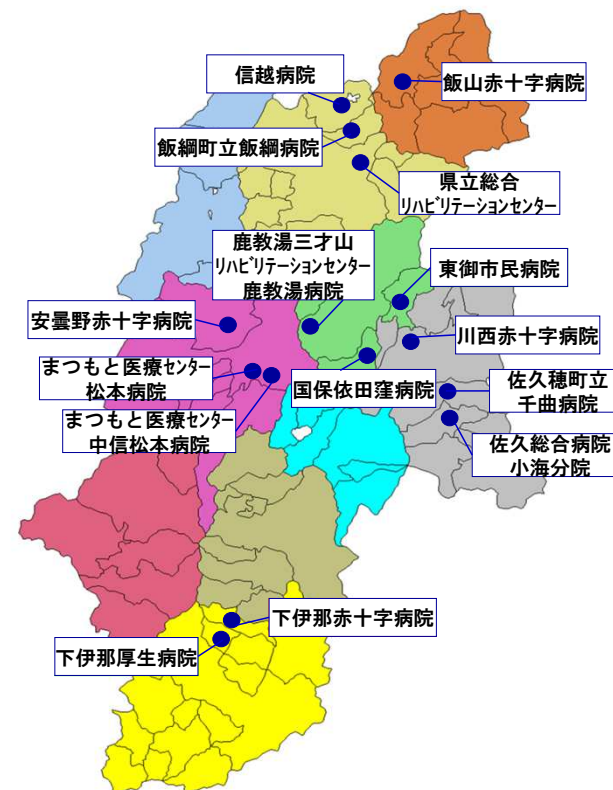
取組

○ 調整会議での丁寧な議論による地域医療構想の推進策

- ・ 各地域の医療機関の診療実績等の分析・地域への提供
- ・ 非公開で関係者が情報共有・意見交換できる場の設置
- ・ 地域医療介護総合確保基金による財政支援・支援メニューの充実
- ・ 基幹病院から中小医療機関への県独自の医師偏在対策による機能分化・連携の推進

○ 医療機関の自主的取組による成果

- ・ 医療機関の再編・統合（2病院⇒1病院を2ケース）
- ・ 急性期病床の回復期病床への転換
- ・ 介護医療院への移行（12施設）



課題

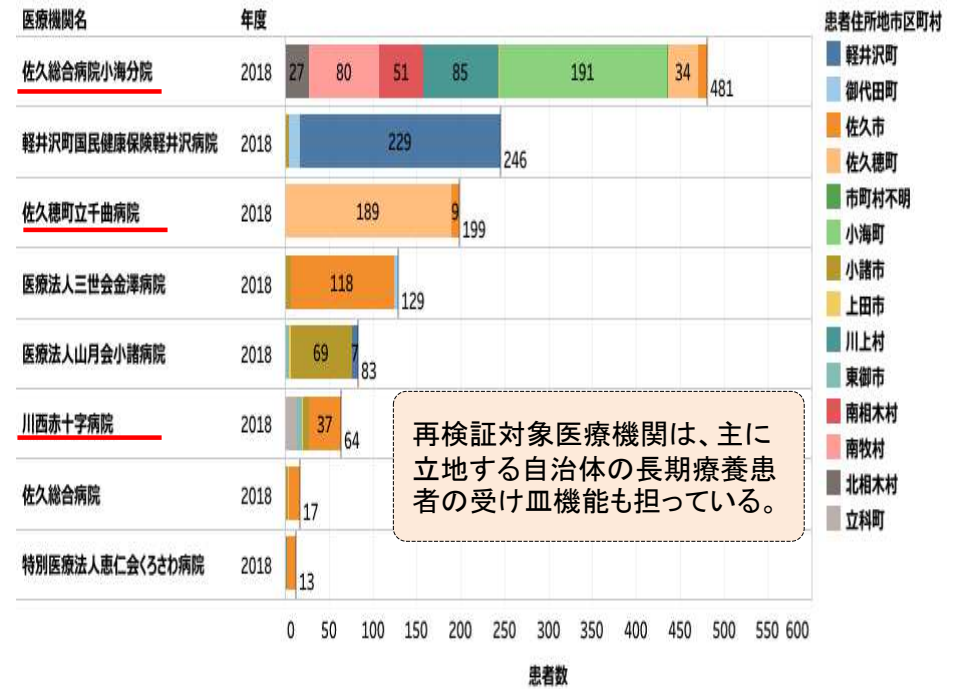
■ 今後、再検証対象医療機関を含めた公立・公的病院や民間病院の在り方等について議論を進めていくためには、厚生労働省が令和元年度に行った公立・公的医療機関等の急性期機能に係る分析データのみでは不十分であり、公立・公的・民間病院がそれぞれ担う幅広い医療機能やコロナ禍で果たした役割を評価する観点から、以下のデータが必要

① 県民生活を支える外来医療、入院医療（回復期、慢性期）に関する診療実績の状況

② 新型コロナウイルス感染症に関する診療実績の状況

■ 厚生労働省が示した令和3年度分の地域医療介護総合確保基金の配分方針では、病院の統廃合等を進める地域に対して基金を優先配分することが示されたが、全国的にも県土が広く医療資源が少ない当県では、統廃合等ではなく、医療提供体制が脆弱な地域への施設・設備整備に対する支援が求められている

参考：佐久医療圏における長期療養患者の受入状況（慢性期機能）
※赤下線は再検証対象



提案・要望

1 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証

再検証対象医療機関の評価指標となった、医療計画上の3疾病・5事業や医師派遣機能等の急性期機能だけでなく、県民生活を支える外来医療、入院医療（回復期・慢性期）及び新興感染症等の感染拡大時における役割も評価することとし、そのために必要なデータを厚生労働省において分析し、都道府県へ提供すること

2 地域医療介護総合確保基金の配分

地域医療介護総合確保基金については、病院の統廃合等を進める地域を優先するのではなく、医療提供体制が脆弱な地域に対して優先的に配分すること

13 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

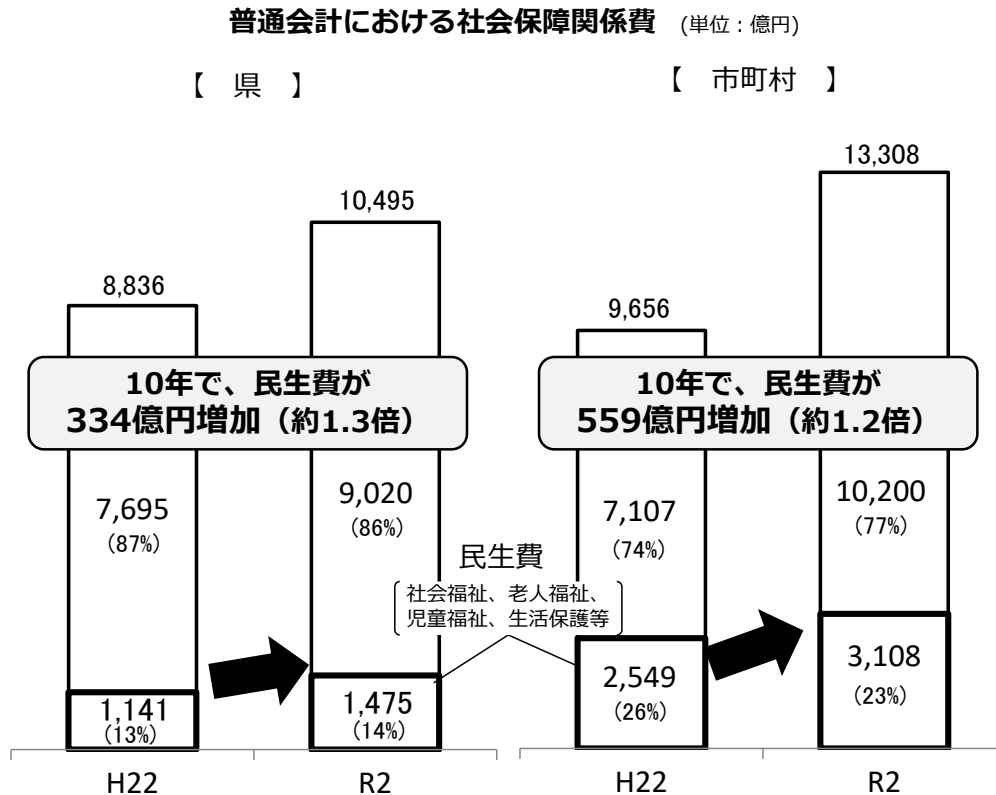
【内閣府・総務省・財務省】

長野県の状況

● 本県及び県内市町村の財政状況

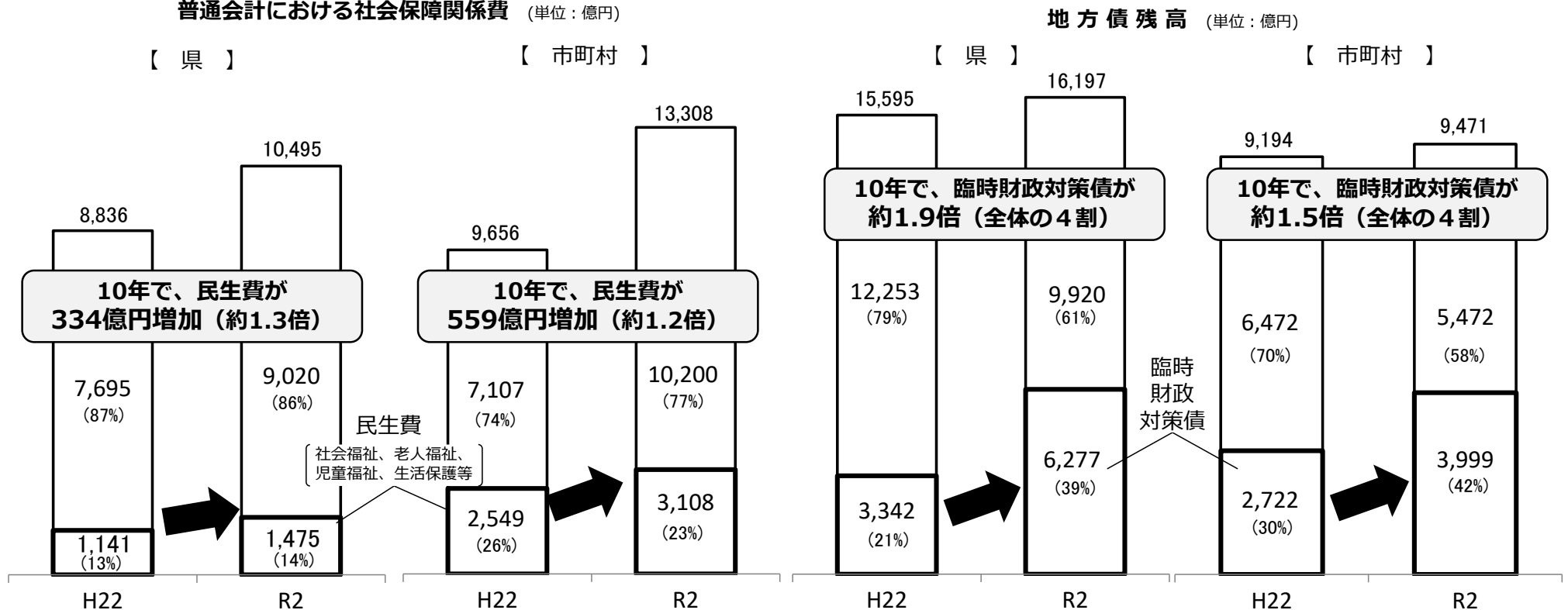
・ 社会保障関係費が累増

10年前と比較し民生費（老人福祉、児童福祉等）は約1.2～1.3倍に増加



・ 臨時財政対策債が地方債残高の大きな割合を占める

地方交付税の振替えである臨時財政対策債の増発を余儀なくされ、地方債残高に占める臨時財政対策債の割合は10年前の約1.5～1.9倍



課題

- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要
 - ・ 地方が、アフターコロナを見据えた地域経済の活性化や産業・暮らしへの支援に取り組みつつ、引き続き国土強靱化のための防災・減災対策や個別施設計画に基づく公共施設等の長寿命化対策、人づくり、子ども・子育て支援等の地方創生・人口減少対策に取り組むためには、**安定した財源の確保が不可欠**
 - ・ 令和4年度地方財政計画においては、折半対象財源不足額の解消等により臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたものの、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還を行うための同債の発行が続いており、**地方債残高の縮減が進まない**



提案・要望

1 令和5年度予算における地方財源の確保・充実

(1) 地方一般財源総額の確保・充実（総務省・財務省）

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、社会保障関係費の増加等を地方財政計画に適切に反映し、令和5年度においても一般財源総額を確実に確保すること

(2) 地方交付税総額の確実な確保（総務省・財務省）

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を確保すること

(3) 臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保（総務省・財務省）

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること

(4) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の確実な推進のための財源の確保（内閣府・総務省・財務省）

地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を継続するとともに、地方創生関係交付金を十分に確保すること

14 過疎地域の持続的発展に向けた支援の充実について

【総務省】

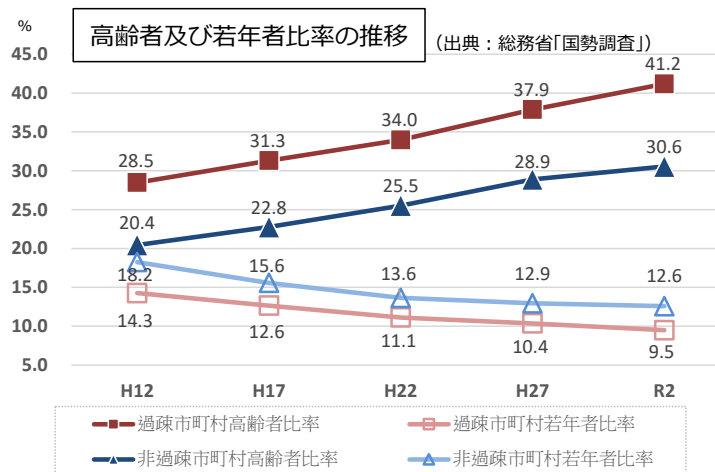
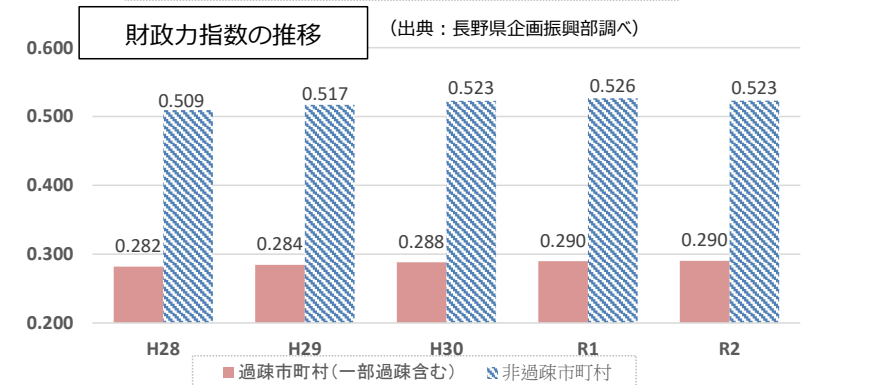
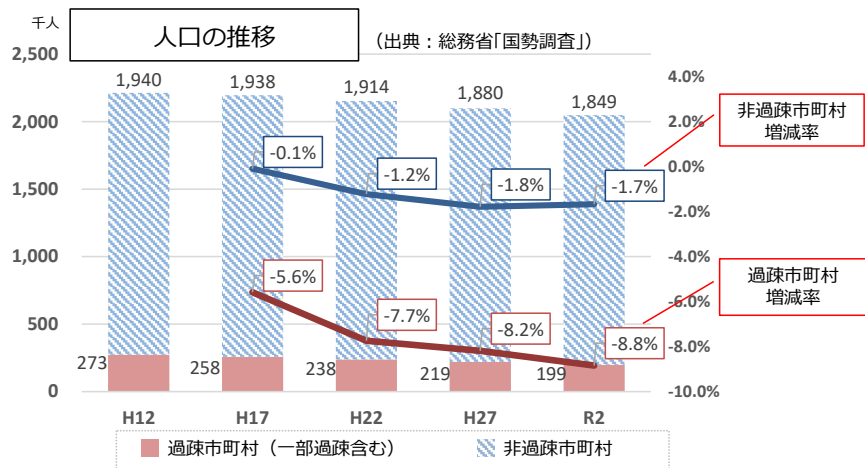
長野県の状況

● 過疎地域の持続的発展に向けた取組を推進

- 本県は、市町村数（77市町村、全国2位）、過疎市町村数（40市町村、全国3位）が多く、安定的な行財政運営の確立が課題
- 人口減少や少子高齢化が急速に進む過疎地域においては、市町村の行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくためには、自治体間の連携が一層重要となることから、令和3年8月に策定した「長野県過疎地域持続的発展方針」において、過疎地域における自治体間の連携を推進することとしている。また、各地域の維持・活性化のため、持続可能な集落の整備も推進することとしている

● 県内過疎市町村の状況

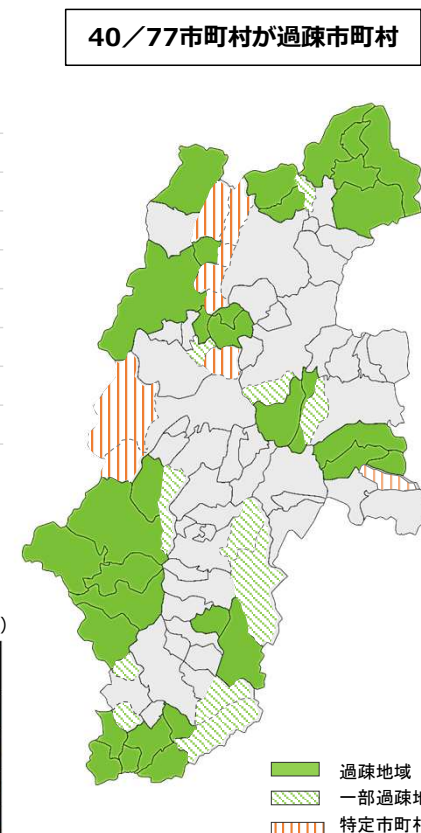
人口減少の拡大や少子高齢化の進行が続くとともに、財政力の格差が未だ存在。そのような状況下において、各地域では持続可能な地域づくりに向けた地域活性化の取組を実施



小さな拠点の形成状況

(出典：内閣府調査)

項目	市町村数 (R4.4時点)	小さな拠点数 (R3.5時点)
全市町村 (A)	77	71
過疎市町村等 (B)	43	62
過疎市町村	40	50
特定市町村	3	12
過疎市町村等の割合 (B/A)	55.8%	87.3%



取組

○ 過疎市町村等の小規模自治体で構成される圏域（北アルプス・木曽地域）に対して、県独自に支援（H28～）

《北アルプス地域：H28～》

5市町村で連携協約を締結して「北アルプス連携自立圏」を形成し、連携事業を実施（11分野15事業）

《木曽地域：H30～》

6町村で連携協約を締結して「木曽広域自立圏」を形成し、連携事業を実施（10分野25事業）

《県の支援》

- ・人的支援：市町村の広域連携を担当する県職員を現地（県木曽地域振興局）に配置
- ・財政支援：市町村が締結した連携協約に基づく取組に対し、県が経費の1/2を交付（R4年度県予算額 36,000千円）



オンライン移住セミナーの様子



広域路線バスの共同運行

課題

- 小規模な自治体の多い過疎市町村においては、人口減少や少子高齢化が急速に進み、財政力格差が存在することから、行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくためには、**自治体間の連携の重要性が高い**と考えられるが、**連携した取組に対するインセンティブが少ない**
- また、過疎市町村内の各地域では、持続可能な地域づくりに向けた地域活性化の取組として「**小さな拠点**」の形成に取り組んでいるが、**運営主体の財政面や組織面といった運営基盤の確立が課題**
- 県内市町村では「過疎地域持続的発展支援交付金」を活用し、過疎地域における集落再編整備や集落ネットワーク圏形成等に取り組んでおり、**要望額が増加基調**

提案・要望

1 過疎地域の持続的発展に向けた支援の拡充・強化

過疎地域の持続的発展に向け、「過疎地域持続的発展支援交付金」の十分な予算を確保するとともに、過疎市町村同士が連携して行う取組に対しては優先配分をするなど、自治体間連携のインセンティブを強化すること

15 食肉の安定供給に向けた畜産振興について

長野県の状況

【農林水産省】

●老朽化する食肉処理施設の整備支援や飼料価格高騰対策が急務

- 長野県内の食肉処理施設は、令和3年3月末に1施設が閉鎖し、現在2施設となっており、いずれの施設も老朽化が激しく、将来に向けて新鮮な食肉を安定供給するためには、**施設整備が喫緊の課題**となっている
- 更に、**畜産経営コストに占める割合が高い飼料**について、令和3年1月以降、中国における需要回復等による旺盛な飼料買い付けに加え、ウクライナ情勢や円安傾向等により価格が更に上昇しており、県内の**畜産農家の経営を圧迫**している
- 畜産農家の生産意欲が減退しないよう、食肉処理施設の整備に対する支援や、飼料価格高騰への対策が急務

取組

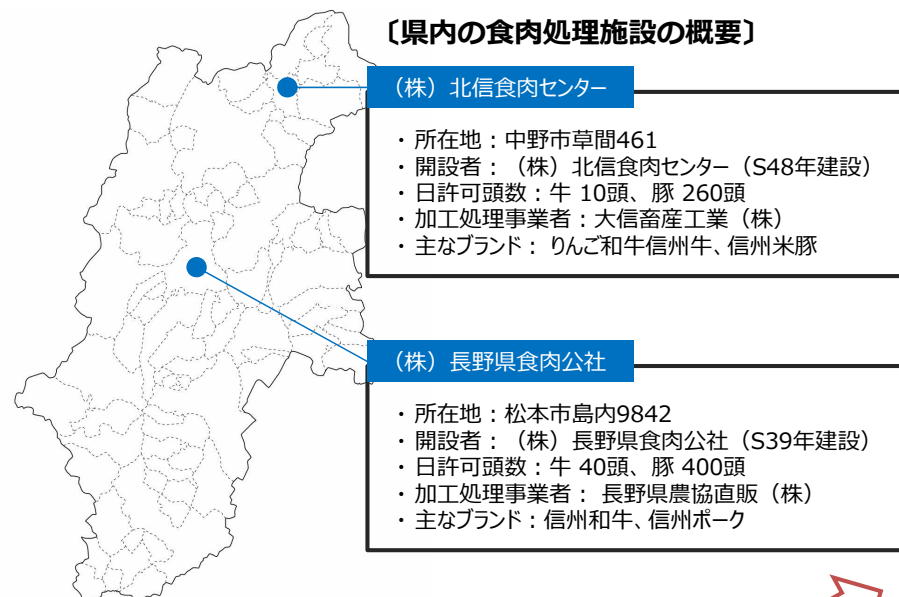
○食肉処理施設の整備支援

- 県では、食肉流通の在り方について、令和3年6月に策定した「**長野県食肉流通合理化計画**」の中で、当面の対応として、本県の食肉流通の機能が損なわれないよう、**県内2施設の体制を維持**することを決定
- 合理化計画に基づき、具体的な施設整備を検討するため、「**長野県食肉施設検討会**」を令和3年9月に設置し、2施設ごとの具体的な経営計画や施設運営について関係者等と議論を実施
- 令和4年5月末の県内J Aグループ及び生産者団体からの要請を踏まえ、**県として、国庫補助も活用しながら施設整備に最大の支援を行う考えを表明**

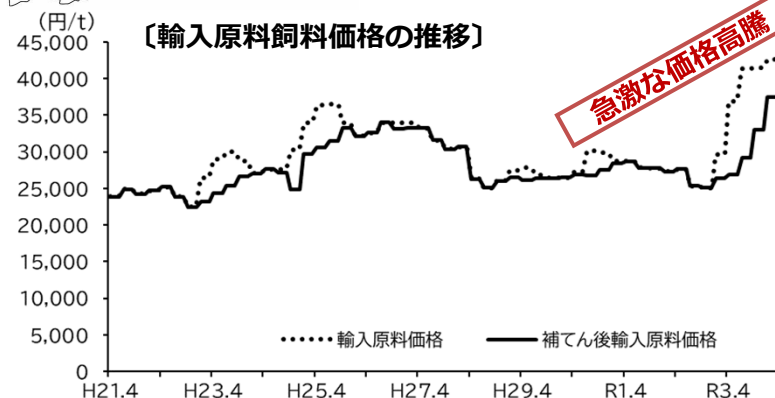
○飼料価格高騰対策

- 県では、現地機関（県内10か所）に農業分野における「**燃料・資材・飼料高騰に対する相談窓口**」を設置し、飼料高騰により影響を受けている畜産農家からの技術・経営などの相談を受付
- 県内畜産農家への広報や普及指導を通じて、頻回給餌などの飼養技術の見直しによる給餌ロス低減の提案や自給飼料の生産拡大を行い、**飼料コストの削減を推進**

【県内の食肉処理施設の概要】



【輸入原料飼料価格の推移】



課題

【地域の実情を踏まえた食肉処理施設整備が求められている】

- 豚熱等の発生に伴う家畜の移動制限により、と畜が一時休止しても、他施設でと畜を補完できるリスクヘッジが求められている
- 各食肉処理施設は、小規模であっても、生産者、販売会社が系列となり、経営継続が保たれていることから、県内で複数施設の設置が求められている
- 本県の畜産農家は、中山間地域の広範囲に点在する地理的特殊性から、トラックによる長距離出荷で輸送コストをかけるよりも、地域内経済循環や脱炭素社会の構築が求められている

【現行の配合飼料価格安定制度だけでは価格高騰対策が不十分】

- 飼料費は畜産経営コストに占める割合が高いことから、県内農業分野の中でも特に原油価格・物価高騰の影響が大きい
- 現行の配合飼料価格安定制度では、基準価格と現状価格との差額を補てんするが、飼料価格が高止まりした場合、基準価格と現状価格との差が縮まり、補てん割合が小さくなり、農家負担が増加

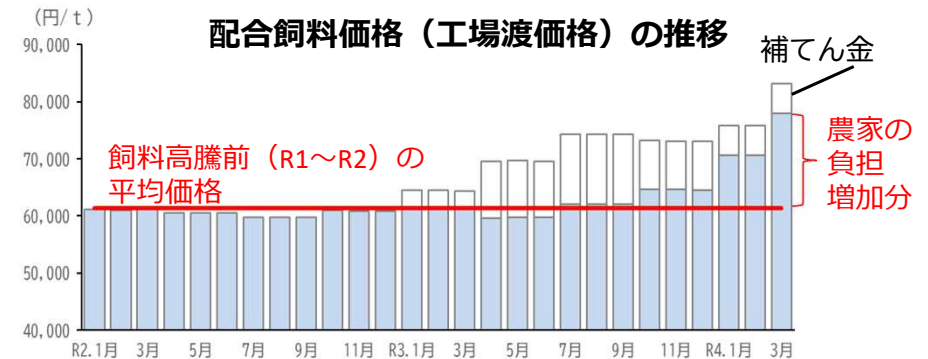
【国庫補助事業の主な要件等】

強い農業・担い手づくり総合支援交付金
 ・処理頭数 概ね700頭/日以上
 ・補助上限額 20億円
 ・衛生管理施設、ハラル対応は補助率1/2

食肉流通改善合理化支援事業(ALIC)
 ・処理頭数 概ね500頭/日以上
 ・輸出、施設再編等の場合は補助率1/5

【食肉処理施設の状況（R3年度実績）】

名称	設置年月日	と畜能力 (豚換算頭数/日)	と畜実績 (豚換算頭数/日)
㈱長野県食肉公社	S39.3.1	560	337
㈱北信食肉センター	S48.6.14	300	255
合計		860	592



提案・要望

1 食肉処理施設の整備支援に係る国庫補助事業の要件緩和

食肉処理施設は、畜産農家と消費者をつなぐ流通拠点であり、県内の消費者への食肉の安定供給の面から地域にとって欠かせない施設であることから、既存の補助事業要件を満たさない小規模な食肉処理施設であっても、豚熱等の発生に備えるリスクヘッジの観点から、処理頭数要件の緩和や輸出要件・補助上限額を適用除外した中山間優先枠メニューを創設すること

2 配合飼料価格安定制度の基金の積み増しや制度の見直し

配合飼料価格安定制度において、長期にわたる飼料価格高騰に対応できるよう、基金の積み増しにより、安定した基金運用を行うこと
 また、今後も配合飼料価格の高騰、又は高止まりが予想されることから、飼料価格が高止まりした場合であっても補てん金の交付割合が小さくならないよう、基準価格の算定方法の見直し等について検討すること

16 本州中央部広域交流圏の形成について

長野県の状況

【国土交通省】

● 本州中央部広域交流圏の形成

・長野県の地理的な優位性を発揮し、北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交通ネットワークを最大限に活用する「本州中央部広域交流圏」を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している

取組

○ 県内外の地域や拠点の交流・連携促進のため、長野県広域道路交通計画に基づき、整備を推進

・ 高規格道路

＜取組状況＞

- 中部横断自動車道 : 環境影響評価、都市計画決定手続きの実施
- 中部縦貫自動車道 : 松本波田道路の橋梁工、波田～中ノ湯間の整備検討会
- 三遠南信自動車道 : 飯喬道路の橋梁工等、青崩峠道路の本坑掘削
- 伊那木曾連絡道路（姥神峠道路（延伸）区間） : 調査設計を実施
- 松本糸魚川連絡道路
（安曇野道路区間） : R4新規事業化、調査設計を実施
（大町市街地区間） : ルート帯決定に向けた調査、地元説明会
- 上信自動車道（県境部） : ルート帯決定に向けた調査（群馬県と連携）

・ 構想路線

松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路 : 整備方針に関する基礎調査

・ 一般広域道路及びその他主要な道路

- 一般国道20号 諏訪バイパス : 環境影響評価、都市計画決定手続きの実施
- 一般国道153号 飯田南道路 : 都市計画決定手続きの実施
- 一般国道153号 伊駒アルプスロード : 測量・調査・設計、関連道路の設計

○ リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるための構想の実現に向けた取組及びリニア関連道路整備事業を推進

- ⇒ リニア開業を見据えた地域振興に関する取組を推進（広域二次交通や広域観光など）
- ⇒ 長野県駅に直結するアクセス道路の整備（R3.3 座光寺スマートIC供用）

○ J R東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整を実施

- ⇒ J R東海が行う工事や発生土置き場等に係る地元との調整



課題

- **平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要**
令和3年8月の大雨では、土砂流出等に伴い中央自動車道や一般国道19号等の主要幹線道路の通行止めが多数発生
- **本州中央部広域交流圏の実現のため、高規格道路のミッシングリンクの解消等の早期整備が必要**
- **高速交通網の整備効果を広く波及させる、一般広域道路の整備促進とその他主要な国道、県道、市町村道の整備が不可欠**
- **構想路線を高規格道路に位置づけ、整備推進が必要**
- **リニア整備を国土の発展に活かすため、「スーパー・メガリージョン構想」の実現に向けた積極的な取組が不可欠**
- **リニア関連の基盤整備は、地元自治体の財政負担が過大**



提案・要望

1 高規格道路のミッシングリンク解消及び構想路線の整備推進

本州中央部広域交流圏を形成する、高規格道路 中部横断自動車道・中部縦貫自動車道・三遠南信自動車道等の事業中区間の早期完成と未整備区間の早期事業化を図ること

また、伊那木曾連絡道路 姥神峠道路（延伸）及び松本糸魚川連絡道路 安曇野道路の事業推進、未整備区間の早期事業化に向けた重点支援を行うこと

さらに、上信自動車道は権限代行により調査を行うこと

関東ブロック新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられた松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路について、高規格道路としての整備に向けた調査支援を行うこと

2 道路のダブルネットワーク強化及びその他主要な道路の整備推進

一般国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業及び権限代行事業を着実に進めるとともに、県が実施する一般国道143号青木峠バイパス、木曾川右岸道路等の整備推進のために必要な予算を確保すること

特に、一般国道19号の防災対策について推進するとともに、一般国道20号諏訪バイパス及び一般国道153号飯田南道路について新規事業化すること

また、一般国道153号の県内全線を指定区間に編入すること

3 リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけと財政支援

リニア中央新幹線に関連する道路等の基盤整備及び市町村が行う駅周辺のまちづくりや環境調査等について、十分な予算配分や地方負担に対する財政支援を講じること

17 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

【内閣官房・内閣府・農林水産省・林野庁・国土交通省】

長野県の状況

●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- ・近年激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する大規模地震等に備えるため、**長野県強靱化計画**を策定し、防災・減災対策を推進
- ・「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」では、防災・減災、国土強靱化の取組について**加速化・深化を図ることとし**、令和7年度までの5か年で**重点的・集中的に対策を講じるとされた**

取組

- 広大な県土を有し急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県は、**令和元年度より3年連続で豪雨による甚大な被害が発生**しており、**防災対策に力を入れている**
- **流域治水対策、道路・橋梁等の老朽化対策、道路ネットワークの機能強化**など「**防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策**」を積極的に活用した**防災・減災対策や通学路の交通安全対策等を推進**
- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、市町村と連携し、**盛土の流出により土砂災害が発生するおそれのある箇所**の**緊急点検を実施**。盛土を起因とする災害を防止するため、**盛土条例の制定に向けて取り組んでいる**



5か年加速化対策を活用して遊水地の整備を推進



5か年加速化対策を活用して災害リスク箇所のダブルネットワークの整備を推進



令和3年8月13日からの大雨により土石流が発生したが、砂防堰堤が整備されており、下流への被害を未然に防止

課題

- 令和元年東日本台風災害から3年連続で豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化は最重要課題**
- 激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるため、着実な財政措置が必要**
- 令和3年8月の大雨では、**県内各所で浸水被害が発生し、県所有のポンプ車を各地で稼働させていたことから、諏訪湖周辺での浸水被害では、国土交通省から排水ポンプ車の支援を受けた**
- 令和3年7～9月に実施した**通学路の新たな合同点検**により、今までの点検に加え**対策が必要とされる箇所が増加**
- 盛土規制法では、区域指定により盛土行為の規制を行うとされているが、**規制の緩い地域への盛土を助長する可能性がある**



合同点検により対策が必要とされた箇所

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（内閣官房・内閣府・農水省・林野庁・国交省）

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、計画的かつ安定的に国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算を当初予算で確保すること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（内閣官房・内閣府・農水省・林野庁・国交省）

国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も中長期的見通しのもと、計画的かつ安定的に予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと

地方自治体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」について、恒久化を図るなど確実な財源措置を講じること

広域的な浸水被害に対応するため、国所有の排水ポンプ車・資機材の増強を図るとともに、地方自治体の排水ポンプ車整備に係る支援を拡充すること。また、TEC-FORCEやMAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局等の人員確保・体制強化を継続的に行うこと

3 「子どもの命を守る」通学路安全対策の推進（国交省）

子ども達の安全・安心を守るため、通学路等の交通安全対策の強化・推進と必要な予算を継続的に確保すること

4 盛土等に伴う災害の防止に関する推進（国交省）

基礎調査及び区域指定について、調査対象、調査方法、区域指定の考え方に都道府県ごとに差異が生じないよう、政省令や要領等による明確な基準を示すとともに、基礎調査の実施に対し、技術的・財政的支援を講じること。

18 インフラメンテナンス予算の確保について

長野県の状況

【農林水産省・林野庁・国土交通省】

●老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

- ・建設後50年を経過する社会基盤施設が、令和15年には道路橋の約63%、トンネルの約42%、河川管理施設の約62%、下水道管渠の約21%、基幹的農業水利施設の約44%に達する見込み
- ・今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要
- ・**着実に進行する社会基盤施設の老朽化**に対応するためには、膨大な予算が必要となることから、**インフラメンテナンスのための予算を安定的・継続的に確保**することが必要

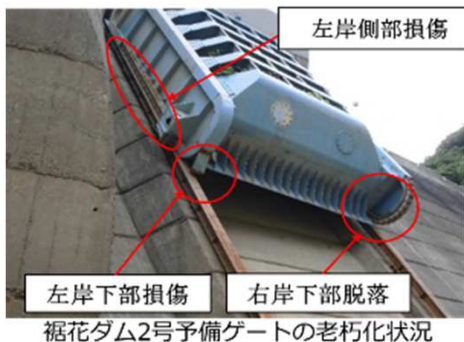
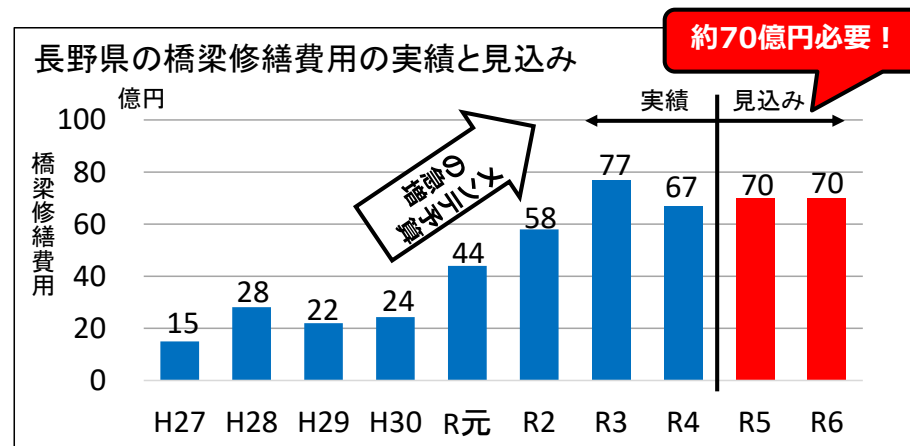
取組

○道路施設

- ・橋梁・トンネル等の法定点検は平成30年度で一巡目が完了
- ・橋梁では約25%（約990橋）が早期に措置を講ずべき状態
- ・長野県橋梁長寿命化修繕計画(第3期)に基づき、令和6年度までに修繕を終えるためには、**年間約70億円**の予算が必要
- ・舗装等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題

○河川施設

- ・ダム等の重要河川施設の**長寿命化計画**を策定
⇒ **予算の不足により計画に沿った維持管理・更新に遅れ**
- ・計画を上回るスピードで貯水池内の堆砂が進行し、**早急な堆砂対策が必要**
県管理17ダム中、5ダム（裾花ダム、奥裾花ダム、湯川ダム、松川ダム、片桐ダム）**で計画堆砂量が100%超え**



○砂防施設

- ・平成30年7月豪雨を受け、**石積砂防堰堤の緊急改修**を実施
- ・**緊急浚渫推進事業債**を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施

○下水道施設

- ・**下水処理場は代替がきかない施設**のため、故障は日常生活や社会活動に重大な影響
- ・県内の処理場は108(全国第3位)あり、**約9割が耐用年数超過**

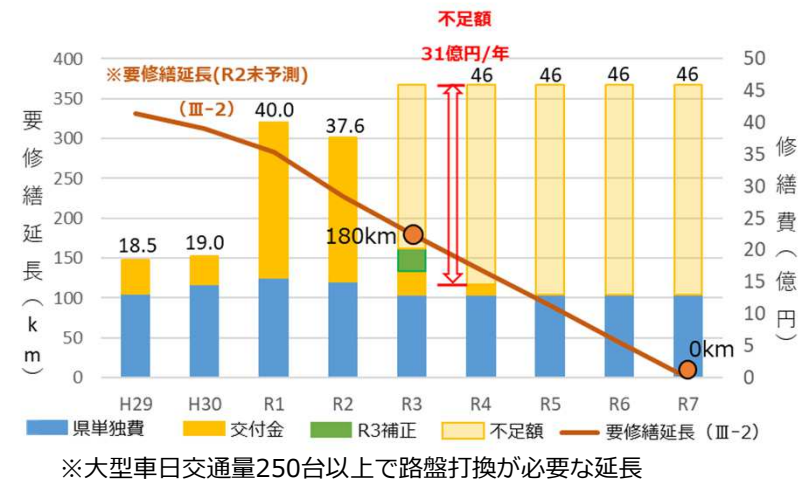
○公園施設

- ・**公園施設老朽化対策**を県内23市町村と共に実施

○農業水利施設

- ・**基幹的農業水利施設** (水路1,291km、重要構造物685か所) について、**機能保全計画に基づく長寿命化**を実施

損傷の進行が早い道路における舗装修繕計画案



課題

- **着実に進行するインフラの老朽化対策**を行っていくためには、**予防保全に基づくメンテナンスサイクル**を徹底し、**ライフサイクルコストを一層低減**させることが必要
- 予防保全の考えに基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新**を進めていくためには**継続的な予算の確保**と**地方負担軽減**が必要
- **大型交通量が多い緊急輸送路や観光道路では舗装の損傷の進行が早く**、適切に修繕を進めていくには**多額の予算が必要**

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、中長期的なトータルコストの縮減を図るため、**早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換**を図るとされた

提案・要望

1 インフラの長寿命化対策への支援

地方自治体が、予防保全の観点から**インフラの長寿命化対策**を着実に進められるよう、今後も必要な予算を**安定的・継続的に確保**すること
また、**法定点検対象外である舗装**においても老朽化が進行していることから、地域の安心安全を確保するため、**必要な予算を確保**すること

19 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について

【国土交通省】

長野県の状況

●気候変動を踏まえたハード・ソフト対策の推進

- ・ 広大な県土を有し、急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県では、令和元年度より3年連続で豪雨による甚大な被害が発生
- ・ 気候変動の影響により、今後さらに災害リスクが増大
- ・ 激甚化・頻発化する自然災害から地域の安全・安心を確保するため、長野県独自の取組を含むハード・ソフト対策を推進



令和元年10月長野市

千曲川堤防決壊



令和3年8月岡谷市

砂防堰堤により、下流への被害を未然に防止



令和3年8月木曽町

木曽川護岸被災



令和3年5月

治水ONE NAGANO宣言
(知事と市町村代表による署名)



流域治水シンポジウム
(北陸地整と共同主催) 令和3年10月

取組

- 県下7水系の「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、ハード・ソフト対策一体による水災害・土砂災害の事前防災対策を加速
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を図るため、令和3年2月に各取組の数値目標を設定した「長野県流域治水推進計画」を策定し、計画的な取組を実施中
- 「流域治水」の推進には、**県民や事業者等の協力**が必要不可欠であることから、「流域治水キャンペーン」による普及啓発の取組を実施中

課題

- あらゆる関係者の協力を得て「**流域治水**」への転換を図るためには、**雨水貯留浸透施設**の設置など、各取組に係る継続的かつ一体的な**財政支援**が必要
- 3年連続で豪雨による甚大な被害が発生しており、**気候変動に対応した治水対策**が急務
- 国管理区間と県管理区間が混在(いわゆる「**中抜け区間**」)する**千曲川・犀川**や、複数の県を流下する**天竜川・木曽川**では河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、**水系一貫した計画に基づく河川整備**を行うためには様々な調整が必要
- 「**逃げ遅れゼロ**」に向け、**県内の骨格となる大河川**においては、**災害の切迫感を上下流連続的に伝える取組**が必要
- 県内河川の多くが急流河川**であり、出水時の河床変動が著しいことから、**基準水位に達しなくても災害が発生するケース**が多い。また、**災害査定のための測量設計の費用**は地方自治体にとって大きな負担となるため、**財政支援**が必要
- 近年、大雨による**土砂災害が頻発**しており、**災害箇所の早期対策や計画的な施設整備等**の集中的な対策が必要
- 防災意識の高い地域では、土砂災害による人的被害を免れる事例もある一方で、防災意識の低い地域では、人的被害も発生していることから地域主体による**防災力向上の取組に積極的な支援**が必要

提案・要望

1 流域治水の推進

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」について、直轄による**千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進**と、県事業を含むプロジェクトの推進に関する予算を確保すること

また、流域治水の取組への財政支援について、地方自治体が利活用しやすいよう、**流域治水対策に係る総合的な交付金を創設**すること
各水系の「流域治水プロジェクト」について、**位置付けた事業の整備促進**を図るとともに、今後も**県土の安全確保に必要な対策**として諏訪湖を含めた天竜川の整備のあり方など、**広域的な視点や気候変動を踏まえた治水対策**を検討し、**適宜見直し**を行うこと

2 国による河川の一元管理

千曲川・犀川の「中抜け区間」に関し、令和2年度に設立した国・県による**信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続**するとともに、県管理区間における水害リスクラインの導入など、喫緊の課題に対し、**技術・財政面での国による支援**を引き続き講じること
県民の安全・安心の確保のため、様々な課題を解決した上で、県土の骨格を成す**千曲川・犀川・天竜川等の県管理区間において**国による一元管理**とすること**

3 災害に対する支援強化

「**逃げ遅れゼロ**」の実現に向け、天竜川・木曽川の県管理区間においても、直轄管理区間と同様、**水害リスクラインの導入**を検討すること

公共土木施設災害復旧事業の採否にあたっては、**出水時の河床変動等**を勘案し、適切に判断するとともに、災害査定時における**測量・設計に要する費用補助**について、必要な財政支援を講じること

4 土砂災害の防止・軽減に向けたハード・ソフト一体となった対策の推進

砂防関係施設の整備や長寿命化による**事前防災対策の計画的かつ強力な推進**、ハザードマップ・地区防災マップの作成支援等の**ソフト対策**、また、砂防堰堤で捕捉した土砂や流木の早期撤去による**安全性の確保に関する財政支援**を講じること

20 未来への投資、社会資本整備予算の確保について

【財務省】

長野県の状況

● 「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けた社会資本整備

- ・ 広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持つ本県は、**社会資本の整備が未だ十分ではない**
- ・ 令和元年東日本台風災害から3年連続で豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化が必要**である
- ・ **経済財政運営と改革の基本方針2021**では、「中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化を図るため、追加的に必要となる事業規模等を定めた『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める」とされている

取組

- **長野県強靱化計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に実施**
- **インフラの点検結果に基づき、ライフサイクルコストを低減するため、予防保全の観点で維持管理を実施**



千曲川堤防決壊（長野市穂保）



令和2年7月豪雨では、各地で土砂災害や道路の寸断により集落が孤立するなど、地域住民の生活に影響を及ぼした



令和3年8月の大雨により護岸基礎が崩れ、護岸に沿って並ぶ家屋12棟で倒壊のおそれ

課題

- 令和3年8月の大雨では、**幹線道路が通行止め**になり、地域の孤立が発生し地域住民の生活に影響を及ぼしたことから、**災害時にも機能する道路ネットワークの確保が必要**
- 近年、激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化計画、長野県強靱化計画**を着実に実施する必要があるが、**多額の予算が必要**
- 急速に老朽化する**社会基盤施設**を**予防保全の考えに基づき適切に維持管理**するためには**安定的・継続的な予算の確保**が大きな課題
- 令和3年8月の大雨では、**県内各所で浸水被害が発生**し、県所有のポンプ車を各地で稼働させていたことから、諏訪湖周辺での浸水被害では、**国土交通省から排水ポンプ車の支援**を受けた



茅野市下馬沢川
令和3年9月の大雨により**土石流が発生**
全壊**3戸**を含め**多くの家屋被害**が発生した

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、計画的安定的に国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算を当初予算で確保すること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

道路ネットワークの機能強化対策やあらゆる関係者が協働して行う流域治水対策、集中的なインフラ老朽化対策等の国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も中長期的見通しのもと、計画的かつ安定的に予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと

地方自治体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」について、恒久化を図るなど確実な財源措置を講じること

3 インフラの長寿命化対策への支援

地方自治体が、予防保全の観点からインフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、今後も**必要な予算を安定的・継続的に確保**すること

4 災害復旧事業における支援拡充・資機材の充実による支援強化

今後もTEC-FORCEやMAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整局等の人員確保・体制強化を継続的に行うこと

広域的な浸水被害に対応するため、排水ポンプ車・資機材の増強を図るとともに、地方自治体の排水ポンプ車整備に係る支援を拡充すること